明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. VIII. AUGUST, 1904.
VOL. XVII.

監獄協會雜誌

明治三十七年
第拾七卷
第八號
監獄協會發行

明治廿一年五月創刊
毎月一回二十日發行
八月二十日發行

第十七卷第八號目次

○論　說……（一　頁）
●出獄人就職の狀況及假出獄者の居住地指定等に就て（本會茶話會に於て）……原胤昭君演說
●監獄の火災に就て（本會茶話會に於て）……眞木喬君演說
●小河氏著管刑論を讀む……法學士　鈴木宗言君
○寄　書……（三五頁）
●檢束論……岐阜　井上榮次
●前科者を刑事探偵の手足に使用する習慣を除却すべし……足立浦舟生
●監獄の寸鐵……睚　虎
○統　計……（三九頁）
●明治三十七年六月末日現在全國在監人員表……
○雜　錄……（四六頁）
●監獄「トラホーム」に就て……醫學得業士　矢田部來太郎述
●外數件……
○海外通信……（五九頁）
●所謂監獄研究……發途前　別　天　生
●外數件……
○地方通信……（六三頁）
●四人就役衣形狀改正に就て……
●會員の戰死……
○出獄人保護育兒及感化事業……（六五頁）
○叙任辭令……（七〇頁）

第十七卷第七號目次

○論　說……（一　頁）
●川越幼年監獄を觀る……家庭學校長　留岡幸助
●所感（五月茶話會）……河野純孝
●再び有馬君の外役論を讀む……野崎宏
○講　話……（三五頁）
●小河委員長談話（前々號の續）……
○雜　錄……（三八頁）
●囚人善導の要義……岐阜　井上薇州
●有馬典獄の外役論に對し野崎宏氏の反對論に續て愚說を述ぶ……小池松造
●典獄の警察留置場巡視に就て……足立浦舟生
●死刑場裏の觀察……東京　田中一雄
●自明治三十二年十月至同三十七年七月死刑者統計表……
●過去二十年間の在監人死亡者……進藤正直
○統　計……（五四頁）
●明治三十七年五月末日現在全國在監人員表……
●明治三十七年五月末日現在全國在監人員監獄別表……
●明治三十七年五月末日現在全國囚人刑名別表……
●明治三十七年五月末日現在全國囚人罪名別表……
○雜　報……（六〇頁）
●不良少年と感化院の設備……
●外數件……
●廣告……

監獄協會雜誌第拾七卷第八號　（明治三十七年八月二十日發行）

論說

○出獄人就職の狀況及假出獄者の居住地指定等に就て

（本會茶話會に於て）

原胤昭君演說

此頃は當協會の御集會がいつも第三土曜でございまして、私は第三土曜には他に差支へることがございまするので、誠に此會に出る機會が少なうございまして、常に殘念に存じて居りましたが、幸に近頃は日曜日に變りましたので今後は皆さんの御話を伺ふことが出來るので私は大變に喜ばしく存じて居ります、實は久振りでございますから皆さんの御話を伺ひたいと存じて出ましてございます、所が少しく不意を食つたやうな譯で、眞木さんから何か話せと仰しやるが、何も用意もなく又用意致した所で皆さんの御參考になるべき事を申上げられる私ではございませぬ、唯今眞木さんから話の中に何か君の扱つて居る事の内で此時局と出獄人の職業との關係などに付て現在の有樣で何んぞ話すことはないかと云ふ御尋で

ございました、それは現在の事柄を其儘御話するのでありますれば別に用意を致しませぬ所で御話申すべき事柄がある、で其御言葉に隨ひまして一二の事を申上げる次第でございます。

出獄人の職業之に對する時局の關係、此事は丁度私は久米さん窪田さんなどと御一所に慈善研究會と云ふやうな名の下に昨年來折々集會を致して七八人で話合ふことがある、其慈善研究會の集會に於きまして、此間中此時局と失業者の關係を一つ調べて見やうと云ふことでございましたので、私に其實況を調べて來いと云ふことでございましたので、あちこち勞働者の有樣に付て調査を致して見たのであります、併し之に對しては尙ほ實際の彼等の有樣と之に對する警察に於ける種々なる事柄の統計を組織立つて調査を致しましたならば必ず御參考になる事があらうと思ふ、それは此慈善問題又社會問題に對して必要なることゝ思ひます、實況に付ては調査を稍や遂げましたが、尙ほ是より警察其他官廳に對する特殊の者に付きまして調査を致し、尙ほ其調査は一時のものでなく此時局の間、是より先失業者の有樣がどう變遷して行くかと云ふことを注意を致して見やうと思つて居ります、唯此間實況に付て調べましたことは現在の勞働者取分け職業者よりも最下等の日雇人夫の類の調査を先と致しまして、其他の職業ある者に付きましての調査は少しく調査の途をまだ得ませぬからして、一番私の手に入り易い方の勞働者に付て見たのであります、是に對しましては各職工場に日々御承知の通り出入して居る勞働者の中の常備となつて居る者は其變動が少ない、それはまだ直に其盛衰を見ることが出來ませぬ、毎日辨當箱を擔いで其日の臨時雇に出る者で彼の申すアブレル者です、毎日行つても職業に就けないで歸つて來る其數の多少と云ふことは現在でも見ることが出來る、此部類に對する例へば東京で申しますれば水道工夫とか電話工夫に常雇工夫の外に臨時雇がありまず、是等の類であります、是は一面には工事を縮少されたことゝ一方には總ての職業が少なくなつて來たから一定の職業ある者の方が人が多くなつて來て即ち上段に充ちて來るから下段に行くほど跳出される者が多くなつて來る、それで最下等の臨時に辨當箱を擔いで出掛けて行く連中がいつもそこへ集つて來るのが、百人集つて來やうと云ふ所へ百五十人も二百人も集つて來ていつも多くの者が殘される一つの場所で溢れて第二の場所へ移ることが出來ないから其日は空しく又戻つて來なければならぬ、是も唯今申上げるやうに數字の上で申上げることは出來ませぬけれども、其方面の者に就て聞きまするとと、此節は溢れる者が非常に多い先月から當月の初旬にかけてはどうしても三割位平常より溢れが多いやうに見へるですと云ふので、此事が二月の時局の開展と共に三月からして四月の間が最もヒドかつたやうであります、其四月ヒドかつたあと五月の末から六月にかけて稍や緩んだやうに見へます、そ

れは最初は無暗に節儉論の爲に何所の工事も廢めて仕舞つた有樣でありました、それから後仕掛けた儘廢める譯にも往かないと云ふので幾らか手を着けられて、又戰況のよい爲に是まで儉約したからと云ふので工事を起した所もある、それ故に三四月よりも五月に這入つてからは宜いやうでございます、併し是が續くかどうかはまだ安心が出來ないと思ひます、又多くの人を使つて居る工場に就て尋ねて見ましたが、是も職工の種類は違ひますけれども大きい場所としては本所のモスリン紡績會社東京紡績會社などに就て樣子を見ました、是は勿論需用が多い、あの邊に行きましては別段に會社の方では事業は縮少は致さぬ、此事がどうも表面から聞きに行くとどの會社でも縮少して此頃人を減じましたと云ふことは公けには營業の盛衰に關するので言はない風がある、それで段々聞きますると現在の人數と昨年の人數とを比較して話及ばして行くと重役からして實は此際であるから別段に人は減らさないけれども減る者は減つた儘にして新たに雇入れることはするなどと云ふことになつて居ると云ふので、是が色々人數の上では違ひがありましたけれども、矢張其減少は三割位見へるやうでありました、此減る儘にして置くと云ふことは二三ヶ月も過ぎたら非常に數が減ずる、減ずれば隨つて下に行く程手を明ける者が多くなつて來る、さうなつて來れば自然と失業者が多い、其失業者の多くなるがどうなるかと云ふことは從つて來る所の問題と思ひます、又之に對して犯罪人にどう云ふ影響を持來すか此木賃宿に就て現在居る者の數も、是も毎年四月の末から五六月になりますると木賃宿の人數は減じて來る、其減ずるのは氣候の暖かになる爲に露宿する者が多くなる、其爲に人員が減つて來るので、木賃宿の有樣を見ますると、此の戰爭に因て三月から四月には一時非常に宿泊人が殖へた、本所の業平の如きは平常は八百人位の宿泊人であるのがあの當時には千五六百人までに殖へた、それは軍夫を募集されるであらうと云ふので各地から入込んだのであらうと思ふが非常に殖へた、それが軍夫も募集されず思ふやうに行かぬので段々諸所へ散亂して、それに丁度養蠶時期になつたのでそれに向いて行つたのであります、さうして五月中旬から末にかけての人員では平常より見ると非常に減つて來た六月に這入つてからのことは知りませぬが、氣候のよい爲に露宿をすると云ふ彼等に便利の季節になつて來たと云ふ關係以外に減つた、其減つたのは何に因て減つたかと云ふに確かに惡るい方の傾から減つたやうに見ました、それは木賃宿で云ふにどうも平常の如く置けませぬ、屋根代が溜りまする、夫故一昨日も三人昨日も三人逐出しましたと云ふのが著しく減少したのである、若し斯う云ふ風で引續きましたならば餘程社會の勞働者の上には影響すると思ふ、又今日の有樣で戰況のよき結果不景氣の有樣がどう變つて來まするか又經濟上の不景氣と云ふことがそれに因て事業の種々の有樣がどう云ふ風になつて行くかゝ

伴つて行くと思ひます、昨今調べました所ではさう云ふことが見へます、此景氣でございますから隨つて出獄人の世を送ると云ふことは一層困難になつて來て居ります、私の手に居りまする出獄人に業を與へまするのでも是は何れも臨時雇で段々落付きまして常雇となつて土木工夫其他に成りますが、それはさうございませぬ、殊に身体も健康でない年を取つた者などは常雇の中へ這入込ませやうとするは困難であります、それは斯く人間が多くなつて來て仕事がない夫故に幾らでもよいから使つて呉れと云ふて唯今最下等の勞働者でございますれば大概三十三錢から三十五錢位が本人の手に渡る賃錢で無論工場なり官廳の仕事でもございますれば其雇上げる工錢は四十錢から四十五錢位である、それを受負人又其下に下受負人があつて器械代帳場代と云ふて跳錢を取られるから全く本人の手に這入るのは三十五錢から少いのは三十錢である、それが近來は一体に工錢が下つたとは言へない、元方の拂出は變りはないが人數が多いから世話役が幾らでも跳錢が出來る、幾らでもよいから使つて呉れと云ふから今まで三錢の跳錢を五錢も六錢も取るそれで三錢の跳錢の者をやめて五錢の跳錢を取れる者を使ふ、だから非常に困難になつて來た、是は果して是で續くものやらどうなつて行きますか今日之を私共が頭に置いて考へて行かなければならぬと思ひます、さう云ふ悪い現象がございますればそれに伴つたる犯罪者なり種々なる統計上果してそれが失業者に多くなつて來たことを見るに足る所の材料は、一方に警察其他の官廳に對する事實の統計が證據立てゝ行くことが出來るであらうと思ふ、隨分貧民窟なり勞働者の汚ない長屋に這入りまして置かみさん達を捉めて聞きましたり其家内の模樣を見れば、何所へ行つても一般に不景氣々々々と云ふことは諸君と共に聞きますが、彼等の實際の住ひに就ておかみさん達と一所になつて話を聞きまするとに、確かに平年の有樣よりは非常に困難を來して居るやうであります、其爲に木賃宿で下谷の通新町邊りでも少しく大きい木賃宿でありますれば屋根代が貸になると云ふことを云ふ、ナカ〳〵屋根代などは貸にするものでありませぬ、それが貸になる、是では溜りませぬと云つて居る、それが確かに平常よりひどい有樣になつて來て居ることを證明して居る、此戰爭がどれ位續きますか知れませぬが、事實の上に困難者の加はらぬやうにしたいと思ひます、是は確かに出獄人に關しまして事實の上に一つの御參考になりはせぬかと思ひますから御尋に隨つてそれ丈申上げます。

尙は私の扱つて居る事の中で此頃感じまして諸君の御參考に申上げて置きたいと思ふ事が一つございます。

此頃各監獄とも頻りに御勵行になつて居りまする假出獄の執行でございます、是に對して私が皆さんの前に申上げるも憚なき事でありますが、出獄人たる彼等の

狀態に付て見なすると斯う云ふ事を一つ御覺へ置を願ひたいと思ひます、御承知の通り假出獄人には彼の普通の附加刑の監視と違ひまして一旦指定せられたる所の居住地より他の管轄に移ることが出來ない例規がある、夫故に假出獄者は非常に不自由を感じて居る、成ほど假出獄を申請するに付て身分調査をせられて、彼等の親なり兄弟なり其眷屬の關係から云へば如何にも甲の地に定むべきである、尙ほ本人を表面から調査して御尋になればそれに歸着する、それに假出獄を申請になる材料としては一の場所を御指定になる、又夫々手順を盡されて引受人の事なども警察に就て御尋になる、是も申上げるまでもないことであります、然るに彼が表面に答へることゝ鄕里の有樣と大に齟齬することがある、夫故に彼は指定されたる場所に到つては甚だ生活することが困難である、夫故に其所を轉じて他の所管に移りたいと思ふが、特別監視の規定は之を許さぬ、本人は再び罪を犯すことのないやうに假出獄を許されて指定せられた地で愼んで濟まして居たいと云ふことは念頭に強く思ひましても、事實は彼をして安全に生活せしむることが出來ないことがあるのであります。假出獄になりました者に就て私が實況を見聞致す所では、それは彼等も深く恩惠を感じて居ります、又監獄の方でもそれを扱擾されるまでに十分の御觀察がある、又假出獄になつた者の念では再犯をしては相濟まぬ、又一つには監獄に居る者に對して假出獄になつた者が歸つて來たと云はれるのは忍びぬことである、又此事の爲に假出獄を停止されゝば是から先假出獄をされる途がなくなつて來ると云ふことから、どうしても歸りたくないと云ふことはされも是もあるべきであり又彼等は其實況を見ても其考を懷いて居る、然るに其事實は親族故舊として指定せられたる場所に於ては彼が生活をするに困難なる場合がある、夫故に私が思ひまするには、此邊に付て申上げるのは餘計のことでありますけれども、彼が出獄後に生活をするの便利如何と云ふことに付ては十分に彼の意向を聞いて見たいのです、それは假出獄になるそれが爲の御尋でもないと思つて御答して置いたこともございますと云ふので、彼が實際是と共に居ることが出來ないと云ふことが後とで分りますれば、彼等をして安全に假出獄期間を生活せしむることの困難を與ふるので、段々其爲に私が出獄人を扱つて居ると云ふことを聞いて私に向いて來る、又東京に來て生活するが便利であらうと云ふ考も無論含まれて居りませうが、此近府縣の者が或は東京を經て他に行くべき者が東京に足を留めて訪問致す者が既に昨夜も一人參りました、さう云ふ者が私に對しての相談でありますと、それを聞きますると、唯彼が東京で或便利を得たいから救助を得たいと云ふばかりでなく、其事情に於て成るほど此儘鄕里に歸つたら困るであらうと私も聞いて思ふやうな事情がある、是等の者に對してはどうしても彼が生活をして行くに適當であるかどうかを彼の胸を開いて話をさせて許すやうに

御考を願ひたいのであります、過日も一人の者に就て斯う云ふことがある、是等も親が引受けて呉れる、本人の原籍の關係からしても又表面の帳簿上から行けば如何にも其者が當然の引受人で其者に承諾させて其方へ向いたのである、けれども彼が其所に居れない事情を聞くと、兄弟大勢ある中で私位父親と仲の惡かつた者はない、私も父親を見ることが嫌やだ、又父もさう云ふ譯か兄弟中私一人を憎んで遂に私が父親と仲の惡いことが原因になつて家を出で犯罪をすることになつた、何か父子でさう云ふことを申すは實に恥しいが實際私は父とどうしても氣が合はぬ、さう云ふ譯であるから今父の所へ行つて保護されるとは出來やうがないと云ふ、それは細かい事情に付て話しました、私は聽いて誠に氣の毒に感じました、是は出獄してからこそ話すことが出來ますが囚人と云ふ位地では話せなかつたことゝ思ひます、彼をして安全に生活せしむるにはさう云ふ事情を考へてやらなければならぬのであります、一人に就ては斯う云ふ事情であつた、是も私は聽いて氣の毒と思つたのですが、それの歸るべき所は茨城である、其父の身分は茨城の士族で取分け仲間でも頑固と言はれる方の極く堅い人物で今日でも昔の屋敷構をして居る、さうして矢張昔の武士と云ふ風で生活して居る、然るに假出獄者の身分はどうかと云ふと幼少の時他へ出て轉々して犯罪をして居る、で假出獄者の生活の度爲人等はまるで父親と異つて居る、成ほど彼の心に於ては假出獄を受ける丈に償することは持つて居るが、奈何せん現在の父の門戸から出入して是が果して父に引取られて父親が甘んじて家に置くことが出來るやうな境遇を以て、羽織を着袴を着けて出入するやうになれる人間でない、本人と親との有樣はまるで違つて仕舞つて居る、勿論犯罪は其土地に於てしたのでなく遠く離れた地方で犯罪したのである、寧ろ犯罪をした所の知己の者とか何かさう云ふ者があつて現在の有樣の度合を以て生活することの出來るやうな境遇に彼の住居を定めてやりましたならば彼の働を以て安全に生活をして行くことが出來ると思ふ、所がまるで父親の境遇と本人の境遇とは到底相容れやうもない、指定された親の方でも困つて居り本人も困つて居る、でどうぞ所を變へて勤めたいと思ふが、それは法律の制裁で出來ない、如何にも氣の毒な有樣である、斯う云ふやうに大小差はありますが、過日來段々私の見聞致すことがある、是は我々の翼の下へ駈込んで來たので幸であるが又今一人は東京の者でありますが、引取られることは當然の親類の者に引取られた、それは本人の弟である、所が警察の方での調査は無論濟んで居る、又警察に行つて私も調を致した、併し假出獄に對して此者が引受けるや否やどう云ふ生活をして居るかと云ふことは之を指定するまでに踏込んでは調査をしないものでありますから、警察署の調で見れば先づ引受人となるに相當の者と云ふ答が出た、監獄では無論それを以て彼の出獄後の指定地と御定めになつた、

表面から云ふと何んとも非難の打所がない、然るに其引受けたる所の弟は以前田舍に居たが今は東京に住んで居る、以前田舍に居つた有樣とまるで變つて仕舞つて、自分の住家こそあれ三河町の立ン坊とまでなつて居る、で假出獄を受けて喜んで弟の所へ行つて見ると貧困も甚しい貧困である、そこで本人の出る時には八十何圓と云ふ領置金がある、然るに弟の方では貧困極つて居る所へ兄が八十餘圓も持つて來たのであるからよい者が來たと云ふのでどうしても斯うしても使はして仕舞はなければならぬと云ふやうになつて居る、こちらは引取られて行つて同居して居るので否む譯に往かぬ、けれども此金を無くして仕舞ふ譯には往かぬからどうかして防ぐやうにしたいと色々心を盡して自衞の出來る限りしたと云ふのです、けれども僅か廿日ばかりの間に色々の事情が起つて來て三圓出してやり五圓出してやりしなければ其所に一所に居ることが出來ないトウ〳〵八十圓中五十圓まで全く消耗して仕舞つた、是では溜らぬモー三十圓になつてさへも斯う云ふ事情があるから其中幾らか借して呉れと云ふ話がある、若し弟の云ふ儘にすれば其三十圓も直ぐに無くなつて仕舞ふと云ふ有樣である、さうして廿日の間に何も職業にも就くことが出來ないで詰り假出獄になつて持つて來た金はスッカリ引取人にせしめられて仕舞ふ有樣になつて、弟と云ふ奴は酒飲が惡くて眞面目の時はよいが酒を飲むと貴樣は惡い事をして歸つて來て居るのおやないかと云つて困る、或は警察署から注意を與へられて居つたのか知りませぬが私の方へやつて來なして斯々の次第であるから是非共置いて呉れと云ふ、それから其弟に對して交涉して見ると私の手に來ることは果して喜ばぬですがトウ〳〵話をしまして私の手に參りましたが、是等は監獄の方で御調査をなさる上からは知ることが出來ない、けれども地方から東京へ移つた又東京でどう云ふ生活をして居るかと云ふことは其一班を知ることが出來ればさう云ふ場所でなく彼が全く安全に生活して行くことの出來る場所を指定してやることに付ては無論御注意を御盡しになつたのでありませうが、茲に二三の事實に付き申上げることはどうか御參考下さるやうに願ひたい、モー一つ斯う云ふ場合に付て申上げて置きたいことがある、其引取られて行く所の者が惡かつたと云ふ場合にはそれは當然本人の不幸なり氣の毒極つたことであります、是は出獄をする時分に彼に注意を御加へ下さることに付て一つの力を添へることがあらうと思ふ、全体此出獄人が鄕里に對し或は自分の身を寄せる所の者が何れかなければならぬ、其身を寄せる者に對しまして二心を持つて行くと云ふ者は結果が良くないのです、是は出獄人と限らぬのであります、凡て社會に於けるお互の生涯の上にあらうと思ひます、何事によらず二心を持つては往かぬので一つのものに專心進んで行くのがよいのである、淸浦會頭の御勸めの中にも仕事をするには井戸を堀るやうに一つの孔に掛つたらどうでもかうでも

底まで堀付けて良い水の出ない内は何所までも堀付けることにしなければならぬ、何事をするにも專心に一つに向つて進まなければ成功しないのであると云ふ御話もありましたが、是は即ち一意專心と云ふことであらうと思ふ、出獄人が引取られた親族に對する感念と云ふものは一意專心其者に向いて行くやうに彼を誨へてやりたいと思ふ、又引受人たる所の親族故舊に於きましても彼が改悛して出獄の時を得た又假出獄を得たと云ふ場合に之を親族の情誼の上からは喜びも致しますが、一面には甚だ恐れを懷いて居る加之ならず其出獄して行く者が二心を懷いて其親族が親切にして呉れゝばよし若しさうでなければ他へ轉じやうと云ふ考を持つて居ると受ける方でも平たく申せば面白くない、モーあなたでなければどうしても私の身は立たないから御賴み申すと云ふやうに仕向ければ本當に肩を入れるやうになる、是がどの出獄人にでもさう云ふ感じが同樣にある、幸に彼の方向が付きまして鄕里に歸へる親族故舊の間に和解が出來て歸へす場合には暮々誨へて歸してやる、若し是がさうでなくして歸つたならばこちらの頭を低げて賴む工合が違つて居る、其爲に受ける者も快く受けぬと云ふ嫌がある、一般の出獄者にしてもさうである、尙更假出獄者の中には力强く誨へておやりになるやうにしたい、第一には他に轉移することは出來ないと云ふ法律の制裁を受けて居る、して見れば既に監獄から指定された親族故舊が先づ一番よい所から指定された、それに對して彼が二心を持つてあちらこちらに轉じたら決して良い結果を見ることはないと思ふ、所が我々の手に來て國へ歸ればあゝ云ふ事情がある斯う云ふ事情があると云ふ、又他の者に聞くには或は東京へ來て働くが便利である、又保護して呉れる便利があると云ふことで私の方へ相談に來た者に對しましては先づ第一假出獄者の他に轉移することの出來ないことを誨へ話しますること丶、彼が一意專心引受人に向いて心から彼に任せやうと云ふ考を持つてやるやうに云ふてやる、若し彼が假出獄の者でも轉移することが出來るものと思つて居れば、國へ歸つても思はしく行かなければ他に行かうと云ふ考を持つ、殊に犯罪の事實に付ては其原籍所在地で犯して居る者より他で犯して居る者が多い、彼の有樣では鄕里に歸つて親兄弟故舊の居る所よりも新しい土地の方が生活するに容易いと云ふ考を持つて居る、然るに今度指定されたのは自分の鄕里である、自分は此地より寧ろ他の地の方が生活に容易いと云ふ考を持つて居るから、國へ歸る時分他に轉移することが出來ると云ふ考を持つて居れば、國へ歸つて引受人がよくやつて呉れゝばよし思ふやうに行かなければ他へ行つて働かうと云ふ考を持つて行くならば引受人の考は弱くなる、どうしても他に動くことは出來ない是が一番善良であるから指定したのであると云ふ考が彼の頭に這入つて居ればどうでも續いてやらうと云ふ考を持つてあらうと思ひます、どうか是等の事は出獄に臨んで能く御話下されば彼

等をして安全に生涯を送らしむる手段になると思ひます、甚だ仕度も何もせず思起しましたことで前後錯雜しまして御參考とまでならない無益の御話で清聽を汚しました(拍手)

○監獄の火災に就て

(本會茶話會に於て)

眞木喬君演說

監獄で最も忌むべき事柄であるのは、天災地變其他逃走破獄等の事でありますが、就中一番監獄に有勝の事柄で又注意しなければならぬ事柄は火災であります。此火災の事に付きましては諸君も既に御聞及びでもございませうが、本年四月廿七日に大阪監獄で工場三棟と其附屬舍便所等を燒失致した事實があるのであります、是は同夜七時三十分位に失火したものであると云ふのですが、其時刻は十分に能く分らないのです、と申すのは七時五十分頃に或看守部長が巡回して見ましたら既に發火して居つた、始めて其時發見したと云ふ事實であつたのですが、當日は四時三十分に罷役をしたのである、さうして其後四時四十分四時五十分と云ふ位に擔當看守が尚ほ其工場に行つて、其所は火を用ひて居る所であるから火氣に付ては餘程注意をした模樣であつたが、尚ほそれでも不十分と見て又一人の普通看守が行つて見た、其時には全く火の氣はなかつた、其工場は鍛冶工場であるので火の元に付ては餘程注意をして居つたやうでありますが、どう云ふ機會であつたか七時五十分に部長が行つて見た時には既に發火して居つたと云ふことである、で同監獄の報告に依て見又其後典獄が上京されて親しく聽く所に依て見ますると、鍛冶工場であるから煙筒がある、どうも其煙筒から出たものであらうと云ふ話ですが、其煙筒の構造はスッカリ煉化で積上げたのではない、木の柱を立てまして竹で壁骨を附けてそれへ內外から壁を付けてあるのである、丁度出火の以前大阪の砲兵工廠の方から注文を受けた物があつて非常に盛んに夜業までしてやつたことがある、で其出火の二日程前に完成した爲に砲兵工廠の方の仕事は廢めて夜業はしなかつたが、甚だひどく使つたもので內部の壁が脫落して中の竹に燃付いて居つたのを外部から見ると分らないものであるから段々時刻を經て下の方へ移つて大事になつたのであらうと云ふことであつたので極く確かなことは分らないのです、七時五十分頃に部長が行つた時には煙筒の下の方で火が見へ居つたと云ふのであるから多分煙筒から出たのであらうと云ふのでありますが、併し前申す如くそれまでに火の元に付ては看守が三度までも行つて見て全く消へて居ると云ふことを認めて安心して居つたのである、それから僅かの內にさう云ふ風に

據つて仕舞つて坪數にしますると二百七八十坪の物が燒けたのです、それから部長の報告に依つて始めて火災の事を知つたので消防に從事することになつたのであるが、先づザット申せば事實はさう云ふことになつて居る。

是に付ては餘程各監獄で注意を要することであらうと思ふのであつて、又多少御參考にならうと思ふことは、消防なり平素心得置くべき各自の守るべき事柄であらうと云ふ感が起きたのでありますが、さう云ふ場合に處するに付ては各監獄共に、既に非常召集手續と云ひますか、非常事變に對する取扱方は大概規則に出來て居ります、常にそれを演習させることもございませうし、又局に當る人々は能く之を應用することに付て御研究になつて居ることとは思つて居るが、其各監獄の取扱規則の中で之に命じて働をする人の働き方法と云ふものは既に定つて居るやうであるが、多くは指揮をする或は看守長と云ひますか典獄と云ひますか、さう云ふ人の執るべき事柄に付ては固より臨機の處置に出るから、豫め細かい事を規定に擧げて置くことは往きますまいが、大体は非常事變に典獄なり看守長は如何なる事をするかが書いてないからして、各看守の方々なり働く人々が守るべき事なり爲すべき規定はしてありますが、此指揮命令と云ふ事柄が兎角さう云ふ場合には一定出來ない、又是は規則以外に多少練習が要らうと云ふ感じを持つたのです。

少しく是は餘談に渉りますが、大体監獄としましては餘り火災と云ふことはないのであつて、寧ろ私共は監獄は餘程取締の能く付く所であるから火災のないと云ふことに付ては實は自慢話をして居つたのであつた、丁度大阪の火災のありまする三四日前のことであつたのです、司法省の食堂での話に地方の裁判所なり出張所なりが頻々燒けるのです、近く申せば水戸の地方裁判所も燒け又大津の地方裁判所も出形の地方裁判所も燒けた、其他區裁判所や出張所が頻々燒けるのである、然るに監獄には火災がない、追が監獄は取締が能く付いて居る所で常に其邊に注意が能く屆くから火災がないのであらう、どちらかと云へば火氣を用ふることは作業上の都合で監獄には多い、裁判所などでは火を用ふることは極めて少ないにも拘らず裁判所の方には火災が多い、全く是は人爲であらうと云ふことを話したのであつたが、何んぞ圖らむ僅か數日を出でまするに近來監獄での大火事であつたのです、昨年以來まるで火災がないではない、奈良でも今度建築して居りまする假工場を燒き、それから橫須賀の工場を燒いたことがある、又函館の監獄では倉庫を燒いたのです、皆是は近來の出來事ですが、併し區域が極く狹い罩り大阪の火災は區域が廣かつたのであります、今申す通り二百七八十坪もある三棟の工場と附屬舍とを燒いたと云ふのであるから大分事變が大きい、幸に極く古く十五六年頃でありましたが、廣島の拘置監で監房を燒いて被告人を燒殺したことがあ

つたがさう云ふことはない、然るに監房の火災と云ふことは其後絶へてないので、是は全く取締の行屆いたのと或は火氣を用ひぬからでありませうが、今申上げた火災のあつた場所は單り函舘の倉庫を除く外は大概皆火を用ひて居つた所である、奈良も鍛冶工場大阪も鍛冶工場、函舘の倉庫は其所で囚人を使つて色々の道具を修繕する場所であつたやうです、矢張火鉢か何かに大層火を盛つて居つたのである、其火を消したと云ふことであるが、消方が悪かつたのでせう、それが原因となつて消失したのです、若し是を極く酷に申したならば是も矢張注意が足らないのであると云ふことになるでありませうが、殊に慣れますると兎角見るべき事柄も見ないと云ふことになるのは人情の弱點であらうと思ひますから、大阪の如きもそれまでは夜業までして鍛冶工をして居つたので、普通の火の消し方をしますれば事變の生じて居ないものでありますから矢張内部まで立入つて能く注意すると云ふことはなかつたのであらうと思ひまするし相當の事が行はれて居れば或は消へたものと云ふ感念も起きたかも知れぬ、以上申上げた事は事實です。

それに付きまして大阪なぞの實況を典獄から親しく承つた所に依れば、非常事變に際しまするとと、平素規則なぞがござゐましても其規則の勵行が出來ないのです、又物に依れば隨分規則の實際に適しないこともあるでござゐませうが、彼所には御承知の方もござゐませうが隨分立派な消防器具がある、市中で用ひて居るやうな機關でやる、あゝ云ふ物があるのです、さうして其水手は川から引いてあつて何時でも水があるので、其機關は他へ動かさなくても十分水の手はあるのです、然るに其當時はそれを直ぐ用ふる積りでやつた所がホースが總て破裂して仕舞つた爲に折角の機關がありましたけれども用を爲さなかつたと云ふ事實もあるのです、モー一つには火事が起きたと云ふので皆駈付けて行つた所が工場には錠が卸してあるものですから直ぐ這入ることが出來ないからして鍵を探がして居つた、所が平素ならば直ぐ氣付いて分るのでありませうが、さう云ふ混雜の場合であるから誰も狼狽する、鍵を探す間には火の手は擴つて仕舞ふと云ふ譯で、マア已むを得ぬから其際其所を破壞したさうですが、併し大概駈付けた人はさう云ふ風に行つたかと云へば、何も持たずに唯体らだ丈が火事場へ行つて居るので、毀すのに器械がない仕方がないと云ふので大きな石を投付けて毀したと云ふやうなことであつたさうです、是なぞは平素より注意して居りまして相當の方法は講じてあり、又規則には設けてありませうけれども、夫等の場合にはナカ〳〵規則通りには往かないのである、それが爲に中にある品物を出すことが出來ないので燒失した、でそこは丁度官司業を行ふ工場であつたからでもありますが、官司業の製品粗品並に器具器械で二千圓以上の損失を蒙り受負業の方は割合に少ないが粗製品器具器械で千圓餘の物がある、それから看守の被服在監人の被服或は廳中備品が

あり總てを合しまするとと金額に積つてザッと四千五百圓許になる、是なぞは持出すことがも少し早く出來るか或はも少し早く發見しますれば又手段もあつて損失も少なかつたでありませうが、それ丈の損失を蒙つて居る、其内で一番今度の火災で將來注意すべきことであつて又一面不便を感じ不利益を感じたことが如何なる點にあるかと云ふことを能く承つた所が、總て此吏員が自己の爲すべき事柄を十分に嚴守しなかつたと云ふ事柄が一番の困難を感じたと云ふことである、火災なぞの混雜の場合でありまするとと、一面火災を消防するばかりでない、監獄で云へば在監人の處置もしなければ戒護もしなければならぬ、又是を燒殺すことは出來ぬ、又さう云ふ混雜の際に外部から人が混入しまして不取締の事を生ずることは餘程注意しなければならぬことであるからして相當に人の配置をしなければならぬ、其相當の配置をするに當りまして、大阪なぞは固より廣い所でありますから他と同一には云へないかも知れませぬが、各看守の方なり其他吏員の方の守るべき場所を指定してやる、さうして其所へ皆配置しました所が、後に廻つて見ると居るべき所に多く居らないで何所へ行つて居るかと云ふと皆火事場へ駈付けて仕舞つて、どうも無理ならぬことでありませうが命令を受けた所には居らない、甚だ是で困つた、是は火災なぞがありまするとと兎角場所へ行つて見たいと云ふことは誰も人情であるが、それが爲に總ての戒護上にも餘程困難を感じた趣である、

万一さう云ふ場合に破獄でも致す者があり逃走者が出來まする時は、火災の難に重ねまするのに又非常な不都合な事が生ずる譯でありますから、一面には相當の配置をする必要がある、又普通事務に從事すべき人から云ひましても、さう云ふ場合には總て各自の常に詰めて居る場所に行つて居なければならぬと云ふことに極つて居るにも拘らず、其人々も火事場へ行つて見物して居る、それは火事場へ行つて消防の手續をしやうと云ふ考はあるでありませうが相當の器械もなし又それ丈の練習も常にして居らぬので唯黑山になつてワイ〳〵云つて居るに過ぎないので命令しやう指揮をしやう方法を講じやうと云ふ場合にも誰が何所に居るか分らぬと云ふことで是は有勝のことゝ思ふ、さう云ふ場合に遭遇しないから平素は自分の職務を嚴守しやうと云ふ感念を持つて居るでせうが、さう云ふ場合には大阪のやうなことになると思ふ、それが爲め總ての命令指揮が行渡らないで餘計な心配を致しまして又それ丈の利益を得ないのである、是は餘程今度の大阪の火災で困難を感じたと云ふ事柄であるさうですから、一層今後は總て命令指揮を受けたならば死守しても其場所は命令を受けぬ内は去ることは出來ないと云ふことを後とでは訓示もし協議も付けたさうですが、規則はあるのです、規則ではさう云ふ場合には何所に居らなければならぬと云ふことは極つて居るが、さう云ふ混雜の場合になるとさうは往かぬ、是は餘程今後事變がないとは測られぬ、事變がない

ことにするのは最上策でありますが、若も万一あつた場合には之に應ずる丈の方法を講究して置かなければならぬのであります。

それから次には門衞たるべき人でありますがそれは少しく順序が悪かつたのであります、サアそこで指揮を受けやうとした所が門衞看守は一人しか居らないのでありませうが、門衞看守の人が平時の如く唯居つたのである、追々是は外部からの非難があつたのです、段々警察からも行き裁判所からも行き或は消防夫なぞも詰込んださうですが、一人も入れなかつたのです、一人も入れないから外ではやかましい、其所を去ることが出來ない、門衞看守の人は當然其職務を守つたのである、普通誰でも門へ入ることは許すべきでない、況んや混雜の際であるからそれを嚴守したのは寧ろ門衞看守の人から云へば能く守つたとして賞すべきであらうと思ふ、けれども變に應ずる爲め或は相當處置をする爲には餘程機宜を失つたことになるのである、それを餘程經ましてから典獄が聞きまして更に相當の看守長を門へ派出しましてさうして出入の事を取計ふことになつたさうでありますが、是なぞは餘程モーさう云ふ事變がありますれば最初に注意すべき事柄であつて、先づ看守長の御方なり或は部長の御方なりナカ〳〵一人位を門へ派出した所が仕樣がありませぬが、相當の人を門へ派出しまして門の出入に付ては能く機宜を得るやうに取計をしなければならぬ點であると思ふ、それで其際にも典獄は何所に居ると云ふことが固より規定はない又居る場所を豫め規則で定めて置く譯には往きませぬ、又火災があるか地震があるか分らぬから、就中火災を例にしても何所から火が出るか知れませぬから、豫め居る場所を定めて置くことには往きませぬが、兎に角典獄の居る場所を一定して置きまして其所へ指揮命令を請ひに來るやうにして置かなければならぬ、典獄の居り場も今度の場合には轉々した趣で一層指揮命令が徹底しない又時機を失つたと云ふ趣である、是は當該典獄の懺悔談であるが、さう云ふ事變の場合には位置を能く定めて置き隨つて負傷者が生ずるか死亡者が生ずるか、消防の場合には隨分色々の事故が生ずるから場所に依りまして醫務所に近い所であれば格別でありますが、監獄醫の方々も成るべくは典獄の所へ應急の手當をする繃帶の如き物とか、一時氣絶者に氣付藥を與へるとか云ふ位の應急の用意をして典獄の傍に行つて居ると云ふ方法なども講じて置く必要があることを感じたと云ふことでありますが是も或はさうかも知れませぬ、今日の現場としましては監獄醫の如きも皆火事場へ行つて居られたと云ふ事實であつたらしいのである、若しそれは場所に依りまして典獄は醫務所へ詰めることも二課へ詰めることもありませうが、併しさう云ふ事變があつた場合は少くも監獄醫の方々は直ちにそれに應ずる丈の備をして置くことの必要があることは事實であらうと思ひます。それから今御話した如く立派な火防具があるにも拘らず役に立たなかつたと云ふ

ことは畢竟するに平素大に練習の必要があるであらうと思ふ、若し是が水の爲めに破れるやうなものであれば其器械あるも無きに如かぬのであります、常に注意してさう云ふ物が利けなければ相當の物を備へて置くか併し又裏面から聞く所に依ればホースが必ずしも古くて役に立たなかつたのではない、狼狽して蒸氣の焚き方が少し强かつた爲に乾いて居る所へヒドク水を出したので其勢で破裂したのかも知れぬと云ふことである、併し是は事實であるかどうか分らぬが或裏面の話を聞けば狼狽したのであらうと云ふ話であるが、併しさう云ふ事變の際にはさう云ふ事が絶無とは云へまいと思ふ、それで平素にさう云ふ事の注意の必要がありはしないかと思ふ、要するに非常事變に際しましては火災等の場合に處するには、常に心得て居らなくてはなりませぬが、練習の必要もあらうと思ひます、唯規則ばかりございましてもそれを應用することが常にしてございませぬと、どうしても狼狽をする、そうして用を爲さないことになつて仕舞ふ、規則に斯うあるのに爰に居らなかつたは不都合だと云つた所で、濟んだ後の話で、一向用を爲さない、防火に對しても平素に其用を爲すや否やと云ふことを調べて置きませぬとまさかの時に不都合を生じて却て世の物笑を受けることにならうと思ひます、詰り大阪の實況を御話すれば監獄では消防と云ふことには殆ど餘り重きを置かないのである、又之を奬勵しやうと云つた所で常に實際の場合に臨んだことはない、假設でやつて見た所が、爰に火事があると云ふ所で本當の火事であれば燒ける所まで行つて居るかも知れぬ、であるからどうしても常にさう云ふ事を實驗しやうと云ふことは出來ませぬから監獄の吏員の人ではどう斯うと云ふことは先づ困難であらうと思ふ、であるから傍へ行つても唯騒いで居るばかりになるのである、幸に後にはホースを借りて來て水を注ぐことになつたさうですが最早晩時であつたので、モー一つから行けば早く一棟壞はしたらば三棟燒かぬでも濟んだらうと云ふ考もあるが之を毀す器械もない、どう云ふ方法にして毀はしたらよいかも分らぬ、其點になると寧ろ普通の町にある警察の監督を受けて居る消防夫などは、常に消防の實際に出會つて居るから、消防上に於ては餘程適當の事が出來る、で詰り是は自然に消へたのでもありませうが、中途から市内の消防夫を入れて專ら消したと云ふことである、是は自然捨てゝ置いても消へる時期になつたのかも知れませぬが、併し警察の方から云はせれば警察の手で消したと云ふのである、是も事實已むを得ぬのであらうと思ふ、前申す如く實際に出會つたことがないから縱令練習しましても假設であるから、火の消し方に付ては今度大阪で出會つた人は別でありますが、火災に罹らぬ所では如何なる練習をするにしても家を毀す譬古は出來ないからさう云ふ場合に狼狽することは已むを得ぬことゝ思ふ、で或は場合に依つたら消防の立派に備のある所在地の監獄では消防夫を早く入れた方が火災の方

は早く止まるかも知れぬ、專ら戒護上に大阪でも從事して居つた趣で消防上に付ては手が屆かぬのであるから、其邊から考へても監獄が自ら火災を防ぎ少なくともそれを外へ延燒させぬやうにしやうと云ふことは事實困難のことであらうと思ふ、注意の何如に依つては或程度までは往くかも知れぬが、ナカ〳〵十分には往かぬ、又常に家を毀す器械を持つて居るのでもなし、縱し監房工場などを毀す器械がありましても多數に備はあるまいと思ひますからとても普通消防夫の十分一の働をも出來ないのであります、故に私共は火災があつた後に處置するに付ては兎に角吏員としましては典獄の命令を嚴守する、此場所を守つて居れと云ふ命令を受けたらそれを飽くまでも守ると云ふことを平生に研究する必要があらうと思ひます、其以上はどうか此火災に付きましては最初の注意に依ることであらうと思ふからして、あつた後を研究するよりは無いやうにする方が得策である、到底監獄の手で火災の消防を十分にと云ふことは望まれませぬから、火氣を用ふる工場の如きに至つては、再三再四外の監房なり工場は後とになりましても罷役後十分に火氣の消滅して居るや否やと云ふことを愼密に注意をして、それは單り受持の看守の方ばかりでなくそれを監督する看守長なり二課長位の人までも一應行つて見て後との始末が能く出來て居るや否を注意されることが必要であらうと思ふ、若し最初に之を能く注意致しましたならば大事に至らぬ前に或は之を防ぐことが出來るかも知れぬ、又大事に至らぬ中に防いた事實も澤山あらうと思ひますが、畢竟監督なり巡視が行屆かぬ爲にさう云ふ大事に至らしむるのでありますから、他の場所よりも一層の注意をされることになりましたならば、自ら火災などが監獄で起ることが少くならうと考へる、隨分廣い所になりまするとモー一つ希望を云つたならば、四時三十分に罷役しまして監督の衝に當る人が七時五十分まで廻らずに居つたのは如何であらうか、モー少し早く廻つたら宜かつたらうと云ふ考を持つのである、尤も其實況を御承知の方もありませうが、大阪の監獄は隨分廣い所で全部廻るとナカ〳〵時間が掛るから偶々火氣を使用した場所へ先に行つたら早く分つたかも知れませぬが順に行くから其間に時間を要して七時五十分にもなつたと云ふことになる、七時に廻り始めたと云ふことでありますが、さう云ふ火氣を用ゐる所へは疾に注意したならば早く發見したかも知れぬ、さうしたならば大事に至らずに濟んだと思ふ、是は決して他人事ではないと思ひます、各監獄とも或場所であつた事柄に付ては自己の警戒をしまする材料に資すると云ふことは非常に必要なことであらうと思ひます、で幸に陸軍から引受けた物は總て完了をして居りましたから陸軍の方に損失はかけなかつたのでありますが、若し是がモー少し早く火災が生じたならば陸軍の物も餘程烏有に歸したと思ふ、さうすると單り軍事用を缺くのみならず監獄としても決して其儘では濟みませぬ、

等しく官費ではありますが一方は軍事費であります故ぞう云ふ詮議になるか分りませぬが、監獄からそれ丈の物は持出さなければならぬと云ふ事實が起る、さう云ふことになると監獄は好意上今度の軍需品を調製すると云ふことでやつたのに甚だ親切が無になつて仕舞ふことになつて、却て損害を與へることになつたらば監獄の信用にも關係するであらうと思ふ、幸に結了した後であつたからよいが、逃走と云ふことも惡るい事柄でありますが小部分に止まる、火災は惡るくすると人命にも關係するのであるから、幸に大阪なぞは工場と監房と遠いからよかつたが狹い監獄では近い所は澤山ある、ナカ〳〵工場ですら今御話した通り毀すに困難したと云ふことでありますから、監房の戸前を開くと云ふことはさう云ふ際には實行は出來ないのである、でありますから誠に恐るべきであつて、今後は注意をしなければならぬ事柄であらうと考へて居るのであります、其當時の色々細かい事柄に付ては澤山ありますが、或は物に依りましては他の監獄に應用の出來ぬやうなこともあります、概して申せば此指揮命令と云ふことを一樣に能く利用されることが必要で、さうして火の元用心と云ふことが餘程必要であると考へまするので概略を述べまして御參考に供した次第であります（拍手）

○小河氏著笞刑論を讀む

法學士　鈴木宗言君

左の一編は小河氏著述に係る臺灣笞刑論に對する臺灣覆審法院長法學士鈴木宗言氏の所論なり請ふて本誌に登載することゝせり、小河氏の笞刑論全篇は本誌に掲載せさりしか同著は別に印刷せる小冊子あり就て參照せらるべし

先きに余は臺灣罰金及笞刑處分例に就て研究する所あらんとし聊か意見を記し終るや偶々一書を寄せ來るものあり採て之れを閲すれば何ぞ計らん畏友小河滋次郎氏の笞刑論ならんとは爾來通讀一過以て笞刑に對する氏か高見を詳にするを得たり深く氏の高敎を謝す唯恨らくは篇中往々私見と一致せさるものあり依て更に妄評數言を試みんとす

偖て氏の論旨は笞刑は蠻刑なり臺灣に於ても之を行ふへからすといふにあり抑も小河氏は既に世人の知れるか如く本邦唯一の熱心なる死刑廢止論者なり去れは其前提として笞刑に反對せさるへからさるの宿責を有し又其の著未成年犯罪者の處遇中に於て笞刑反對意見を仄めかし居らるるの人なり故に吾人は豫め氏か之れに反對せらるへきを想像せりき果せる哉先きには監獄協會雜誌（一七卷一號一月二十七日發刊紙上に於て其意見を發表せられ勿論無名にて今又笞刑論一篇を刊して同

意見を鼓吹せらる是れ寧ろ氏か論責を重せらるる上に於て當然なりとすへく又其斯學に忠なるを賞するに餘りありとせん」而かも其論たる一種理想の刑を求めて未た得す徒らに正義人道福音等殆んと宗教的空想文字を臚列し答刑は此等の趣旨に反すとの一點を骨子として立論し其言を美にし其聲を大にし以て感情に訴へ衆愚の賛成を買はんとするに止まり曾て何故に豐刑なるや何故に正義人道に背くやを說かす又如何なる刑罰か果して氏か論旨に適する良刑なるやを云はす而かも氏の所論より考ふれは氏は監獄を以て全然一の感化院となし各種の犯人をして悉く之に入らしめ依て以て專ら感化のみを施さしむることとせは蓋し滿足なるものならん然りと雖も唯り奈何せん尙ほ今日の社會に於ては未た斯かる感化的方法のみにては到底適當確實に刑罰の目的を達し社會の安寧を維持することを能はさるを何となれは感化は其人一身に止り社會一般に效を及ぼすものにあらす然るに刑罰の目的は犯罪防止に在るを以て犯人一人を犧牲に供するも之れか爲め衆多の人をして同樣なる犯罪を防止するを得は以て足れりとするものなれはなり是れ今日尙ほ感化院以外別に監獄の必要ある所以にして又刑罰執行は感化院事業と異なる所なき能はさる所以なり然るに氏の論たる唯抽象的空想に基きたる一種宗教的口吻を假りて慢罵を逞ふするに止まり曾て其實際的必須點たる統治政策刑治政策若くは刑罰の目的の上に就ては殆と一も具體的誠實に論證する所なし勿論氏か後段に於て自ら斷り「余輩は固より臺灣に於ける土人及ひ支那人なる者の實況を詳かにするものに非されとも」と云へるか如く全く臺灣に於ける風土時勢人情慣習等の實況如何を知らさる氏に向つて之れを責むるは甚た酷なるを信すと雖も去りとは餘りに架空の論議にして斯くては宗教家教育家の言としても餘りに效力あるへしとも思はれす況んや法學者若くは刑事實際家の論議としては一層其價値を疑はさるを得さるなり

近來歐米に於ける獄吏の狀態を察するに彼の所謂宗教家なる者か一方に於ては曾て宗教裁判所の管轄たりし婚姻、相續、人事其他の事件を移して普通裁判の管轄となし又先きには日曜日を安息日として休業したりし商店も漸次日曜日にも開店するに至れる等幾多の點に於て宗教的勢力の漸々衰微するものあると同時に一方に於ては之か衰勢を挽回せんか爲め或は貧民救助に或は慈善若くは感化事業に關係し或は監獄吏となり以て社會上此等の方面に新勢力を扶植せんと努めつつあり是か爲め宗教觀念は監獄行政の各方面に浸潤し各々宗教的臭味を帶ひんとするの傾向あり其結果たる方今監獄に關する著書の如きは概して獄政實際家の手に依て成れるとと云はんよりは寧ろ宗教家の手に依て成れりと云ふの事實に近きを思はしむるの狀態なり此故に彼等獄務實際家と稱する徒輩も多くは宗教感念に驅られ刑罰の目的如何を忘却し一意專心感化を是旨とし此心以て直ちに答刑に反對する所

以にして刑事立法論としては眞に是れ架空の妄論にして殆と一顧にたも價せざる所のもの多きなり然るに小河氏は今復た之れを繰廻さんとせらる余輩は氏か宗教家出身たるや否や又は宗教的臭味を帶ふるの人なるや否やを知らすと雖も少くも其所論の頗る之に感染せるの跡あるを遺憾とせすんはあらす（以下次號）



寄書

○檢束論

岐阜　井上榮次

檢束の要は、常住坐臥、渠囚徒をして、事實的自由の動靜を爲さしめざるに在り。換言すれば、囚徒をして、動靜共に、國家の意思に則らしむるに在り。而して檢束を分岐して、積極的及消極的の二種とす。

甲　積極的檢束

人は事實上、如何なる事を爲すも自由なり、又如何なる事を爲さむと欲するも自由なり。換言すれば、所謂良民も、又所謂囚徒も、事實上に於ては其成就すべき性質のものなると否とに拘らず、又其成否を豫見し得る性質のものたると否とに拘はず、如何なる作爲不作爲を爲し、又は爲さむと欲するも、固より自由なり。人は此自由を得、又は得せしめむが爲に咆哮し、此自由を獲得し、又は獲得せしめむが爲に家財を蕩盡し、此自由を發展し、又は發展せしめむか爲に生命をさへ犧牲に供し去るを敢て辭せさるものなり。されど、玆に積極的檢束を研究するに方りては、囚徒たる者、果して斯の如き廣汎なる自由を有する者なるや否や、別言すれば、事實的自由を主張し得る權利を有するや否やを釋明し置くの必要在つて存す、是れ即先決問題なり。

人は國家構成の一要素なり、故に人は常に關係的地位に立てる者なり、故に絕對に自由を主張し得さるものとす。若夫れ然らせとせんか、國家の健全を希ふも豈夫れ得へけんや。故に國家は成文法を設けて、個人の動靜を制限し、道德は不文律を以て意思の向ふべき處を示す、玆に於て乎、權義の分界確立し、自由の範圍自から明晰となる。

囚徒は監獄構成の一分子なり、されど、前段人對國家の場合と、分子たる上に於て、自ら其趣を異にす、而して又固より官制上より之を謂ふにあらさるなり。囚徒か動靜を爲すに付、準據すへきも

のは、行刑機關の發したる法令、若くは訓示なり。行刑機關の發したる、法令又は訓示は、囚徒の爲に、事實的自由の一部を劃して、法令的自由、換言すれは、正當權利と爲すの効力を有す。囚徒ばこれによりて、或る權利を主張することを得るものとす。然れとも囚徒の自由の之れ以外一歩を突出し能はさると、猶吾人の法規により認められたる、自由以外に一の正當なる自由を有せさるが如く、其自由たるや極めて狹且小なるものとす。蓋行刑上當に然らるさを得さるものなり。

囚徒の自由たるや、斯の如く極めて狹小なり。然れとも其認容したる範圍に於ける動靜は、當に自由なる而已ならず、寧ろ之を奬勵せずんばあらざるなり。何んとなれは、渠囚徒たるや、常に渉たる一乾坤に跼蹐し、當に品性の修養、智才の伸暢に利便を欠ける而已ならす、日に社會に遠ざかれるが故に、出獄後再び生存競爭の激甚なる舞臺に馳騁するに方り、幾層堪へ難き、艱苦と奮闘せさるを得ざる者なれは、在監中に於て、豫め之に處しして、入後に落ち、再び識慧の人となるときの素地を涵養せしめ置くの必要あつて存すれはなり。

社會と離隔されたる囚徒は、自由剥執行の結果として、自由の範圍自から狹少なるが故に、常人に比し、事實的自由を獲得せんとするの熱度、極めて旺盛なるものなり。故に常に其認容されたる、自由の範圍を逸出せむとの急なる、寸間徹隙たに機あらば、直に乘せんと試むるものなり、積極的檢束の必要なる所以、實に此處に在り。

積極的檢束とは、行刑的公力を以て、強制的囚徒の動靜を制限し、毛絲の末と雖も、斷して事實的自由の動靜を爲さしめす、且個人の力を以てしては、到成公力に反抗し能はさるものなるとを、確認せしむるを以て精神とす。而して之を爲さしらしめんには、常に囚徒を看守者の視線内に置き、實力を以て、之に臨むを要す。

乙　消極的檢束

硬を以て硬に加へ、而して兩者の共に全からんを望む、是れ恰も泰山を挾みて、北海を超へんと欲するか如し、誰れか以て難事ならすとせんや。

永久的のものたらしめ、而して有終の美を爲さしめさるへからす、玆に於て乎、消極的檢束の必要を見る。

消極的檢束は、行刑上實に九鼎大呂の重を爲すものなり。されは吾曹行刑家として、其任にあるものは、常に之に向つて十分の注意を拂はさるを得さるものなりと信す。

消極的檢束とは、心的連鎖、詳言すれは、精神的作用によりて、彼等の精神的作用を、檢束するの謂なり。更に別言すれは、囚徒自身をして、勢ひ安念肆行を、敢て起爲すること能はさるに至らしむるを以て精神とするものなり。

消極的檢束の要領左の如し。

一　囚徒をして、戒護者の美的精神的作用の反射により、自ら其心性を開拓せしむること。

右の結果により、囚徒をして、自動的に其動靜を愼み囚徒たるの本分を、恪守せしめ而して如何なる艱難に逢ひ、又如何に天魔に魅せられむとするも、決して再び犯罪的行爲を演せさるへしと、期せさるを得さる

に至らしむること。

人或は言はん、微州の所謂消極的檢束の要旨は、敎務の範圍に屬するものにして、檢束の內に入れへき性質のものにあらすと、誤れり。蓋該說たるや、畢竟檢束と而して敎誨とを、同一視したるに由れるもの耶否耶。

如何にせは、消極的檢束の効果を收め。得へきかは、前段所論によりて、自ら炳焉たらめ。而して其効果の擧否は、一にかゝりて看守者其人の、人物如何にありと言はさるを得さるなり。

あゝ難ひ哉檢束、誰か之を難事ならすとせんや。微州は此處に本稿を了るに臨み、切に斯道大家の看守養成論を聽かむとを希ふ。（七月十八日稿）

○前科者を刑事探偵の手足に使用する習慣を除却すべし

足立浦舟生

前科者を刑事探偵の手足に使用する慣習は多年各地の警察に行はれたる通弊にして當局者深く之を怪まず却て公然の秘密として默過せるもの〻如く方今尙ほ此の餘弊の殘存せるは屢々吾人の窺知するところにして刑事政策上實に痛嘆すべき一大憂患なりとす

由來前科者を刑事探偵の手足に使用せしは警察制度整備せざる刑事思想の單純なりし時代の遺物にして極めて卑屈陋劣の窮策蠻行なるや論ずるまでもなきところなるが故に開明の今日に於ては大に國家權力を薄弱ならしめ警察の威信を失墜するに至らしむる弊害を釀出するの外些の利益なきものと云はざるべからず則ち犯罪の探偵搜査は自ら刑事機關の完備せるを以て必ず獨力健全に活動し決て不法に他の助力を混用することなく最も公明適實を期せざるべからず然るに何を苦んで前科者を使用せざるべからざるか眞に吾人の怪訝に堪へざるところなり元來前科者の使用は信賴すべからざる最も危險の多きことは今更言を待たず之を已往の事實に徵するも時に自己の犯蹟を掩蔽するの惡手段に供し以て官吏の歡心を買ひ或は虛搆の申報を告げ官吏をして事實の眞相を誤らしむるが如き事例は決して乏しからざるところにあらずや而て之れが弊害の波及するところ遂に警察の機密を漏洩し其方針を傷害するの恐るべきものあるを知らば決して識者の採るべき方法にあらざるなり言ふ勿れ何人と雖も犯罪を認知したる時は之を官に申告すべきは法の認容するところなるを以て彼等の之を爲す何の不可か之れあらん況や官吏の活識を以て之を取捨鑑別せば却て容易に便益を收むること多く決て憂慮するに足らずと此言或は理あるが如し然れども前科者なるものは普通の純良者と其人格上大に愼密の考慮を費さざるべからず則ち彼等は之を犯罪の事情より遠け自省力を鞏固にし人類本分の正直勤勉の義務を恪守せしめ以て眞正の職業に忠良なる品性を發揮せしめざるべからず然るに之れが注意を缺き尙ほ此の境遇より離隔するなくんば倍々墮落を增進し神聖なる職業を侮慢し自然放逸懶惰に衣食するの惡習を蟬脫する能はざる弊害を助長するに至るべし恐るべきにあらずや之を要するに吾人は今日の警察制度の前科者を使用せざれば刑事機關を完全に活動すること能はざるものにあらずと信ずるを以て多年此の伏在せる惡慣習を除却せずんば吾人が行刑の結果成功したる改善の效果も之れが爲めに破壞せられ憤慨に堪へざるものあり吾人は中央にある行刑及び警察の當局者に此の弊害を排除するに就て大に猛省せられん事を望む

○監海の寸鐵

睡虎

監海の出入は人と云はず事務と云はず陸續輻輳することは之を他の官海に比すれば大に其趣を異にするものあるは言を俟たず雖も近來監海の多くは事務員が每日居殘り又は休日出でゝ大に事務に執掌せらるゝとの事誠に結構なる御精勵あるやに聞く（寧ろ習慣と云はんか）然れども人各長あり短あり勤勉の度亦限りなきにあらず況んや官海一般の勤務時間は已に開令の定むるあり然るに單た時間の長きを以て事務は捗り整理は爲に得るもの

と信じて實行せられつゝあるが如きは一見して如何にも精勵なるが如きも予が數年間の實驗する處に依れば如此時間の長きを尊ぶ處却て事務捗らず整理行屆かざる處多きは屢々見聞する處なり故に苟も執務の敏活を尊び事務の整理を重せらるゝならんには斷然此慣習を改め是非とも出務時間内に於て必ず事務を處理せしむるの習慣を付け即ち開令を勵行して大に從來の附從的即ち私に物を見事を考へ或は喫烟に時を移し若くば度々時辰機を覗るが如き徒に時間を費す等寬慢不敏活なる思想を一變せしめ如何にしても其日事務を結了せんことの氣風所謂進取の氣象を養成せば今より一層監海事務の進捗を見るに至らんかと考へらる（時間長き處悉く非なりと云ふにあらず）故に願くは當局者たるもの既往に鑑み將來に推し之を實行せられんことを望む如此云ふも予は單に勞を吝み時間の長きを厭ふものにあらず實は監海に倍々不敏活の人物（寬慢なる思想の人）を作り又時勢遲れの人間（精神を靜養せしめず依て卑屈の人物と化せしめ又智識の發達を計るの志想に乏しき人物を生せしめむるが如し）を多からしむることあらんかを憂ふるが爲めなり

統計

○明治三十七年六月末日現在全國在監人員表

△ハ減

在監人種別	三十七年六月末日現在			同年五月末日現在	比較增減	
	男	女	合計		三十六年六月末日現在	前月ニ比シ
因刑事被告人	五二、〇二一	三、三四二	五五、三六三	五六、〇四三	五三、八一三	△六八〇
	四、二六四	二二〇	四、四八四	五、二八九	七、一六八	△八〇五
別房留置人	三五九	三六	三九五	三八一	二三八	一四
乳兒	八四	五	八九	一二二	七〇七	△三三
總計	三八	四九	八七	一〇四	一〇〇	△一七
再掲（監獄・留置場）	五五、九三三	三、六五二	五九、五八五	六一、九三九	六二、〇二六	△一、五二一
	八三三	二三五	一、〇六八	一、〇九四	一、二二九	△二六

懲治人	別房留置人	乳兒總計	再掲（監獄・留置場）
三五九	三六	三九五	五五、九三三
八四	五	八九	八三三
三八	四九	八七	一〇四
五六、七六六	三、六五二	六〇、四一八	六一、九三九
	三、四一七	五九、三五〇	六〇、八四五
	二三五	一、〇六八	一、〇九四

本表中外國人ノ事實ヲ擧クレハ左ノ如シ

四人　三一、　内北米合衆國　男　一、　露西亞　男　二、　清　男　一九、　女　一、　韓　男　八、

刑事被告人　男　五、　内佛蘭西　一、　清　四、

監獄別	因人	治懲人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
小菅	九〇四					九〇四
東京	六三三				三	一、三三一
市谷	一、二九九	四		一五	一	一、三一四
巢鴨	二、〇九四					二、〇九五
樣濱	一、四三八	一五	四二		二	一、四九七
浦和	九二七	一五	四八			一、〇九一
前橋	一、二〇二	一	五四		一	一、二五七
千葉	九八六	五	八八	六	一	一、〇八六
水戸	一、一五六	四	四七	五	四	一、二一六
宇都宮	七七二	三	四七		三	八二五
長野	一、三九五	三	八五			一、四八六

府県	甲	安濃津	名古屋	静岡	膳所	岐阜	福井	金澤	富山	新潟	宮城	福島	盛岡	青森	山形	秋田	京都	大阪	堺川	奈良	和歌山	神戸	岡山
甲	五三七	九六〇	二、二〇四	八三八	七二九	三一一	四九〇	三八九	九二五	一、一五二	一、一〇五	四一二	五〇〇	七六六	六〇二	一、四九四	二四〇	一、三六	六九三	七五二	二、四五	一、一一八
安濃津	八	一一	四九	二	二	一	一	二	二	二	一	二	三	一	六	五	四五	一	一	一七
名古屋	四八	三九	一四八	四五	三九	二九	四二	五八	五二	五六	二三〇	七三	四四	三四	六九	八三	四三	四	四四	二八	一一六	七四
岡	一	一	二	四	一	一	三	一	二	二	三	二	二	二	三	三	二	二	三	二	二	一
靜	五九三	一、〇〇四	二、〇〇三	八九〇	七七一	三六八	五五八	四四五	九八五	一、三九八	一、一八二	五三六	四六一	五三六	八四〇	六九四	一、六〇五	三、一四二	七六〇	七三八	二、二八〇	一、一九八
膳所	七二九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岐阜	七三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福井	三一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金澤	四九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
富山	三八九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟	九二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮城	一、一五二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福島	一、一〇五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
盛岡	四一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
青森	五〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山形	七六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
秋田	六〇二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
京都	一、四九四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大阪	三、一三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
堺川	二四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
奈良	六九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和歌山	七五二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神戸	二、四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡山	一、一一八	一七	一一六	二、二八〇	一、一九八	六六一	九五五	八七一	一、〇三七	九一三	一、〇一五	三〇五	八五二	四八一	八七一	七九六	八〇七	一、七六四	一、八一七	一、四五九	九〇八	一、一六〇	八五八	八八二	三四七	一、一三〇	八九〇	七七一	三六八	五五八	四四五	九八五	一、三九八	一、一八二	五三六	四六一	八四〇	六九四	一、六〇五	三、一四二	七六〇	七三八	二、二八〇	一、一九八
廣島	一、八七五	一、〇九八	三、一四	一、四五九	一、五四二	一、五九〇	七五六	七四四	四四〇	七六七	二八六	一、〇一五	一、〇三七	九一三	五五、三六三	三九五	四、四八四	八九	二	二	八七	二、〇九四	一、一三〇	三四七	八八二	八八〇	八五八	一、一六〇	九〇八	一、四五九	一、八一七	一、七六四	八〇七	七九六	八七一	四八一	八五二	三〇五	九一三	一、〇三七	一、〇一五	六六一	九五五	六〇、四一八
島日	八一七	一一	二二	八四	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
取鳥	三一八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
江松	八二六	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
島徳	七六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
松山	八四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高知	八一三	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
池三	一、四五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
崎長	一、五四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡福	一、五九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
崎本	七七二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
賀佐	七四四	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
分大	七五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡福	一、一五九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
崎長	一、四五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
池三	八一三	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
知高	七〇	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
山松	一一六	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
島松	八五八	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
島江	八八二	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
取鳥	八〇八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山日	九〇九四	一、一三〇	三四七	八八二	八八〇	八五八	一、一六〇	九〇八	一、四五九	一、八一七	一、七六四	八〇七	七九六	八七一	四八一	八五二	三〇五	九一三	一、〇三七	一、〇一五	六六一	九五五	六〇、四一八	一、〇〇四	二、〇〇三	八九〇	七七一	三六八	五五八	四四五	九八五	一、三九八	一、一八二	五三六	四六一	八四〇	六九四	一、六〇五	三、一四二	七六〇	七三八	二、二八〇	一、一九八	五九三	一、〇〇四	二、〇〇三	八九〇	七七一	三六八	五五八	四四五	九八五	一、三九八	一、一八二	五三六	四六一	八四〇	六九四	一、六〇五	三、一四二	七六〇	七三八	二、二八〇	一、一九八
島廣	一、八七五	一、〇九八	三、一四	一、四五九	一、五四二	一、五九〇	七五六	七四四	四四〇	七六七	二八六	一、〇一五	一、〇三七	九一三	五五、三六三	三九五	四、四八四	八九	二	二	八七	二、〇九四	一、一三〇	三四七	八八二	八八〇	八五八	一、一六〇	九〇八	一、四五九	一、八一七	一、七六四	八〇七	七九六	八七一	四八一	八五二	三〇五	九一三	一、〇三七	一、〇一五	六六一	九五五	六〇、四一八	五九三	一、〇〇四	二、〇〇三	八九〇	七七一	三六八	五五八	四四五	九八五	一、三九八	一、一八二	五三六	四六一	八四〇	六九四	一、六〇五	三、一四二	七六〇	七三八	二、二八〇	一、一九八
島日	八一七	一一	二二	八四	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
取鳥	三一八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
江松	八二六	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
島徳	七六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山松	八四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高知	八一三	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
池三	一、四五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
崎長	一、五四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡福	一、五九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
崎本	七七二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
賀佐	七四四	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
分大	七五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡福	一、一五九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
崎長	一、四五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
池三	八一三	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
知高	七〇	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
山松	一一六	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
島松	八五八	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
島江	八八二	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
取鳥	八〇八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山日	九〇九四	一、一三〇	三四七	八八二	八八〇	八五八	一、一六〇	九〇八	一、四五九	一、八一七	一、七六四	八〇七	七九六	八七一	四八一	八五二	三〇五	九一三	一、〇三七	一、〇一五	六六一	九五五	六〇、四一八	一、〇〇四	二、〇〇三	八九〇	七七一	三六八	五五八	四四五	九八五	一、三九八	一、一八二	五三六	四六一	八四〇	六九四	一、六〇五	三、一四二	七六〇	七三八	二、二八〇	一、一九八	五九三	一、〇〇四	二、〇〇三	八九〇	七七一	三六八	五五八	四四五	九八五	一、三九八	一、一八二	五三六	四六一	八四〇	六九四	一、六〇五	三、一四二	七六〇	七三八	二、二八〇	一、一九八
總計	五五、三六三	八一七	一一六	二、二八〇	一、一九八	六六一	九五五	八七一	一、〇三七	九一三	一、〇一五	三〇五	八五二	四八一	八七一	七九六	八〇七	一、七六四	一、八一七	一、四五九	九〇八	一、一六〇	八五八	八八二	三四七	一、一三〇	八九〇	七七一	三六八	五五八	四四五	九八五	一、三九八	一、一八二	五三六	四六一	八四〇	六九四	一、六〇五	三、一四二	七六〇	七三八	二、二八〇	一、一九八	五九三	一、〇〇四	二、〇〇三	八九〇	七七一	三六八	五五八	四四五	九八五	一、三九八	一、一八二	五三六	四六一	八四〇	六九四	一、六〇五	三、一四二	七六〇	七三八	二、二八〇	一、一九八
札幌	八一七	一一	二二	八四	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
館函	五三七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
勝十	九一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
走網	一、〇三七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
戸樺	一、〇一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
縄沖	二八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島鹿児	七六七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
崎宮	四四〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
本熊	七七二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
賀佐	七四四	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
分大	七五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡福	一、一五九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
崎長	一、四五九	一	一	一	一	一	一	一

刑名刑期別	三十七年六月末日現在 男	女	合計	同年五月末日現在	比較增減 前月ニ比シ	前年ニ比シ
無期徒刑	一、三八四	七五	一、四五九	一、四四四	一五	一九五
有期徒刑	三、五一四	三三四	三、八四八	三、八三七	一一	一八七
無期流刑	一	一	一	一	—	—
有期流刑	七	—	七	九	△	△
重懲役	三、三四六	五二七	三、八七三	三、九〇八	△	△二〇三
輕懲役	三、三二五	二六六	三、五九一	三、五八三	八	三
重禁錮	二	二	四	二	△	△
輕禁錮	一	—	一	二	△	△一
五年以上	二、八九〇	四六	二、九三六	二、九二五	一一	三五〇
五年未滿三年以上	六、九九五	二〇九	七、二〇四	七、一九六	八	九七九
三年未滿一年以上	一一、九一一	四三八	一二、四二九	一二、三五一	七八	一、三八六
一年未滿六月以上	七、三六九	三五二	七、七二一	七、五四五	一七六	七五七
六月未滿	八、八五七	六三六	九、四九三	一〇、五九一	△一、〇九八	△一、五五二
計	四七九	四九	五二八	四〇三一	九六	△三三六
三年以上	三	—	三	二	一	二
三年未滿一年以上	一六六	一	一六七	一四七	一九	一二二
一年未滿六月以上	七五	二	七七	八五	七七	一一
六月未滿	二二一	一七	二三八	二四〇	二六九	二
輕禁錮一月未滿	四一九	一七	四三六	四七一	八二七	三五
拘留	八八四	三六	九二〇	九四五	一、二一八	二九八
科料	九五七	三七四	一、三三一	一、二五四	一、二四三	八八
前科ノ舊刑	一九	—	一九	二〇	一一	六
再犯以上	一八五八四	二〇九五	二〇六七九	二一〇五八	二一五一六	一七六
總計	三三四三七	三四一二	三四七六三	三四、九八五	三四、二九七	一、一七九
再犯以上	五二、〇二一	三、三四二	五五、三六三	五六、〇四三	五三、八一三	一、五五〇

備考　×ハ賭博犯懲罰ナリ

罪名別	三十七年六月末日現在 男	女	合計	同年五月末日現在	比較增減 前月ニ比シ	前年ニ比シ	三十六年六月中ノ新受刑者	三十七年前月比較增減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	二二五	一	二二六	二二七	△一	△二	△二	△一
附加刑ノ執行ヲ逋ル	一九〇	六	一九六	一八五	△二	△一八	△一六	△一
貨幣偽造	一、四四七	一五	一、四六二	一、四六九	△七	△一七	△一五	△一
官印官文書偽造	一、四四七	一〇	一、四五七	一、四五二	五	五	四	一
私印私書偽造	一、八〇九	四一	一、八五〇	一、八三八	一二	一二	一一	一
偽證	七六	八	八四	八九	△一	△五	△四	△一
賭博	二、六三八	二九	二、六六七	二、七二一	△五四	△五四	△四	△五〇
謀殺	一、六七七	一〇	一、六八七	一、八七八	△一九一	△一九一	△一八	△一七三
故殺	一、〇八九	四九六	一、五八五	一、五六六	一九	一九	一九	一
毆傷	一、四〇四	五七	一、四六一	一、四六六	△五	△五	△五	△四
打創	八	一	九	一〇	△一	△一	△一	△一
墮胎	一〇	三五	四五	四五	—	—	—	—
猥褻姦淫重婚	二七一	四二	三一三	三一二	一	一	一	一
告及誹毀	八七	四	九一	八三	八	八	八	八

| 物 | | |

局者がそれ程までも留意せざりしはチト長大息の至りと云ふべし何れの監獄と雖も以上の成蹟を免かれざるならんと想像して止まず爾來予は同僚と協力して「トラホーム」の征伐に從事し日々其手當に繁忙を極めつゝあり而して豫防の方法に就ては漸次佳良の成蹟を見る故に予は先づ「トラホーム」の原因及び症狀を諸君が解し易く極めて平易に記述し以て其の豫防策を記せん

現に「トラホーム」の豫防法と治療法とは共に世界衞生學上の一大問題となり結核及癩病と肩を併べて須要の問題となり居れり

抑「トラホーム」は顆粒性結膜炎又は粗鬆性結膜炎或は俗に血眼、ばろ〳〵目、やん目等の名稱ありこの「トラホーム」は傳染によりて發する所の眼病にして其の病原菌たる「コクケン」は顆粒性結膜炎の分泌物及び顆粒の內に存在す而して其傳染を媒介するものは直接には患者の分泌物に由り間接には其分泌物に汚染せる手指、漱盥、浴湯、手拭、「ハンカチーフ」、衣類の袖、寢具、瓶弄器物等により（きっかけ）て傳染す故に學校、兵營、育兒院、監獄其他多人數群集の工場、會社等に最も多く蔓延す之れを歷史に徵するに歐州に於ては遠き古代已に一種の風土病となりて存せしことは明なり一七九八年七月彼の英雄ナポレオン第一世が三萬二千の兵を率ひて「エジプト」に上陸するやこの「トラホーム」に罹るもの多く傳染の勢猖獗にして爲めに將卒の勇氣を沮喪せり後ち歐州に歸國の際遂に之れを輸入し彼の埃及にのみ限局せし疾病を更に歐州にも蔓延するに至れり故に之れを埃及眼炎と稱したりと云ふ我國に於る「トラホーム」の發生は其何れの時代にあるかを詳かにせずと雖も延曆の頃には今の「トラホーム」を血眼と稱し其の恐るべき傳染性のものたることを論じたり進んで寬政年間に於て柏木氏の如きは之れを疱瘡生療と唱へ其治療法をも記錄せり而して明治廿七八年の征清役に我軍凱旋せし後ち我が國內に於ける「トラホーム」の流行は實に猖獗なりしものにして今尙著しく蔓延して國家衞生の一大問題となれり

本病の症狀は其急性「トラホーム」にありては羞明（日ズル）、流涙、灼熱及び眼內異物の感（土砂ノ如キモノガハサマッテヰルヤウニ感ズル）を自覺し眼瞼縁は眼瀦腫著し（メヤニの爲めに）疼痛、瘙痒、或は視力の障害を發することあり上眼瞼を飜轉して其結膜內を檢すれば結膜一般著しく充血且つ肥厚して所謂乳頭を發生し其乳頭間に帶黃灰白色を呈する半透明膠樣の顆粒個々に散在す而して顆粒の增息著しくなり念珠狀に連續並列せる無數の顆粒を見るに至る分泌物は粘液膿樣となり瞼縁は糜爛して瘙痒疼痛を感し眼球結膜も亦潮紅浮腫を呈することあり

慢性「トラホーム」は急性症にありて適當なる治療を施さゞるより轉化する場合多し

慢性症狀を其經過により三期に區別す第一期に於ては上眼瞼結膜に半透明灰白膠樣なる顆粒を散在し結膜一般に輕度の炎症を呈し顆粒は少數なれ共瀰蔓性に充滿することあり第二期に於ては顆粒は消散し或は潰瘍に變じ或は乳頭の增大發生に由て陰蔽せられ見へなくなることあり膜樣の分泌物盛んに漏出し著き羞明流涙疼痛を發し角膜を侵害し易し而して第三期に至ては顆粒は消散して肉芽を生し瘢痕を形成す結膜は却て灰白色の膜に變じ分泌及刺戟症狀減退すれども本症の經過中角膜に「パンヌス」又は潰瘍を併發し易く又睫毛亂生症（サカマッグ）を發し易し

乳頭性「トラホーム」と稱するものは眼瞼結膜の表面に乳頭肥大して粗大顆粒を形成し凸凹不平にして宛も覆盆子の如き觀を呈するものあり殊に上眼瞼に著明なり

本病は當初適當の治療を施せば其急性症に於ては一二週日にして治療すれども慢性症に至りては尙二三ケ月を要し通常半ケ年位ひの經過を取るもの稀れに數年の經過を取るものあれども耐久治療を加ふる時は全治して殆んど瘢跡を貽さゞるに至る然れども患者多くは怠慢に流るゝが故に其續發症として眼瞼內飜症となり或は睫毛亂生症（サカサマッグ）、復瞼球癒着症、結膜乾燥症等を起し或は角膜に潰瘍及び「パンヌス」を併發して結果角膜の混濁を遺殘し視力を半減し或は全く失明に陷らしむ獨乙のステファーン氏の調査には盲者四十人中で十四人の失明者は「トラホーム」より來ると云ひロートムンド氏の盲者統計表には「トラホー

ム」を第二位に置けり實に傳染に由て之れが蔓延をなし身体強健なる國家の干城も一旦之れに罹りて其治療を怠慢に附せんか失明の不具者となり空しく家業を廢せざる可からざるの悲境に陷らしむ須らく之れが撲滅策なかるべからざるなり

豫防法

先づ一般社會に於ては第一學校衞生を嚴重にし學校醫をして兒童を確實に診査せしめ其豫防撲滅の方法を勵行せしむべし又た兵營なども「トラホーム」の傳染最も著しければ醫官の注意充分ならざる可らず監獄、諸官衙、會社、工場等は其擔任の醫士をして時々檢診せしむるの要あり其他街路塵埃の飛散を防禦し煙筒の構造に注意して煤煙の屋内に吹入するを防ぎ旅舍の寢具及び盥器を清潔にせしめ理髮者及び浴場等に至るまで一定の制裁を設けて消毒清潔を行はしむべし娼妓は已に規定を設け健康診斷の定日之を診査し嚴重なる豫防及治療の方法を行へり將來藝妓鑑札下附時に於ても

健康者と識別し易からしめ洗面器、寢具等をば嚴重に區別し作業上戒護の許す限りは健康者と隔離の方法を執り雜居監房に於ても出來得べき限りは健康者と隔離し「トラホーム」因は成るべく其同患者と雜居せしむ而して各工場内塵埃の飛散を防ぎ一層清潔法を嚴行せしめ監獄醫は時々工場監房等に臨檢し其作業上に於ける眼治療上の經過關係等を視察し日々人員を定めて其重、中、輕の各症狀に對し確實なる治療を施しつゝあり而して現に其成蹟の佳良なるを認む就中刑期の短き者あり其短かき者にして已に全治出監せしものあれば又た治療半ばにして出監するものあり而して又長刑期のものにして之が全治に感謝し役業に勉勵するものあれば又新入監因にして其多數は「トラホーム」客たるを奈何せん實に我當局者は十分に之が豫防撲滅の策を研究して其方法を制定し嚴正に之を施行したきものと切望して止まず又た實に之を社會に訴へ國家衞生上之が撲滅の策を立てざる可らざるなり又た苟くも戒護者にして「トラホーム」患者たるが如きは多少人格にも關すべければ寸時も速かに

監獄に於ける豫防策　としては第一看守志願者の體格檢査時充分に之が注意をなさゞる可らず高松監獄の如きは從來吏員の半數は已に「トラホーム」患者たり全國監獄に於ける吏員諸氏を調査するときは蓋し一驚すべきものたらん予は現在吏員にして本患者たるものには其重症及び中症者は當分の内夜勤を廢し當直を中止し演武の練習を休め其輕症者と雖前者と共に退廳後は開業の專門醫に就き各自に於て十分に其治療を受けしめ全治の速かならんことを期せり吏員當直の寢具類は日々之を日光に曝して消毒し洗面器を區別す一般室内文具器機の排置を整頓し各課所及び庭内には水を撒布し成る可く塵埃の飛散を防がしむ

因人の「トラホーム」豫防法に至ては作業上及び戒護の上に於て相牴觸するものあるを免かれざるを以て豫防及び治療上充分に遺憾なからしむるを得ざるは勿論にして之れ當局者の研究を要すべき所なり

本監に於ては獄衣の因人番號の下に藍色の小布片を縫ひ付けて「トラホーム」患者たるを表示し一見

全治の策を勵行せらるゝを希望して止まざるなり

○八王子女監の過去及現在の狀況

八　女　生

本監の女因狗禁監獄に指定せらるゝや、其當時に於ける因情其他の概況を疾くに斯道の諸家に報道せんとしたるも、移監以來諸般の設備に忙殺せられ未だ其意を果さゞるに既に葬年に近からんとするに迨へり今や大体の設備も略そなはりたれば、これより遡ぎし一星霜の事故其當時に遡り禿筆に任せて記述し、斯道諸彦の叱正を受けんとす

本監の女因監獄に指定せられて市ヶ谷監獄より初めて女因の本監に移送せられしは昨三十六年八月なりき、其當時の因情は寔に悲觀的にて、彼等は恰かも遠島流罪に遭遇したるものかの如き感想を抱き、何れも深き憂愁に打沈める面貌にて觀る者をして轉た哀憐の情に堪へざらしむるものありき

或者は東京に送還せられたしと懇請するあり、或者は東京に送還せられたしと哀願するあり、又或者は地方監獄より上訴して東京に出てたることを痛悔するの狀も見え、彼等の多くは口自ら吏員に訴ふるの勇氣なしとはいへ、衷心大に當地を嫌忌するの情切なるものと見受けぬ、その何故に當地を爾かく嫌忌するかを探究するに、みな他愛もなき事柄にて、只々東京を去り當地に來りたる事の何となく心細く感せらるゝとの事のみ、是れ女性の身としては無理もなき事ながら、なた一には彼等の多くは長き歳月市ヶ谷監獄に在監し、いたく同情に富める豊野典獄其他吏員の厚き保護の下に在りたるを以て、彼等か該監を去るの心は恰かも生れ故郷を去るのそれと等しく、同監吏員と別るゝは親兄弟に離るゝが如き心地せしものと察せらる、是等は即ち女性の女性たる特性なるへきか、男因に在ては多く見さるの現象なり女子は時として男子に勝る淚心を有し、隨て案外大膽なる行ひをなす事あり、殊に累犯者たる女因に在りて好適例を見受くること往々あれども、女性は概して住み馴れたる土地を離れ、或は常に馴れ親みし人と訣別する場合の如き、彼等の神經を刺撃することの大なる男子の比にあらず、是等情に於て忍び難きもの多き所より、藤澤典獄始め吏員一同も大に同情を寄せ、特に藤澤典獄が八王子分監を女監と改められたる其筋の旨趣を懇切に調諭せられたる爲め、彼等も其旨趣の難有を了得したるもの、如く、以來大に安堵の思をなし、專ら謹愼作業を勉勵する他餘念なく、今や反つて當八王子分監に移送せられたることの彼等の身上にとりて此上もなき幸福なる事を自覺せるもの、如し。

當時市ヶ谷監獄より移送せられたる女因は百〇三人にして外に分監在來の女因六人を加へ合計百〇九人其后本年七月末日迄の入監者は二百三十一人にして放免者は百九十人差引百五十人は七月末日女因現在數なり差當り此の最近七月末日の現在員に就て取調を爲したる罪質年齡及犯數親族の關係父兄の職業犯罪の原因等を數字的に羅列し目下如何なる種類の女因を拘禁し居る哉其一班を知るの便に供せんとす

年齡別

幼年	四人	未丁年	十五人
丁年	百三十一人		

犯數別

初犯	百十二人	再犯	十六人
三犯	七人	四犯	二人
五犯以上	十三人		

以下親族の關係及父兄の職業犯罪の原因等に關する取調は罪質の主要なる部分即ち謀殺故殺放火竊盜此の四種類の者に就き調査を遂けたるものなり罪質區分の下に揭載したる如く謀殺八人故殺二十五人放火四十二人竊盜四十人合計百五十人に就て計上し親族關係中父母を養父母中包含せしめたり

親族の關係

實父母を有する者	三十人
養父母を有する者	一人
實父のみを有する者	十二人
養父のみを有する者	三人
實母のみを有する者	十九人
養母のみを有する者	三人
夫を有する者	十九人
內緣の夫を有する者	九人

罪質別

官文書僞造			
私印書僞造	一人		
貨幣僞造	五人		
風俗を害する罪	一人		
謀殺	一人		
故殺	八人		
毆打創傷	二十五人		
墮胎	四人		
幼者遺棄	一人		
姦淫	一人		
竊盜	二人		
强盜	四十人		
詐欺取財及受寄財物に關する罪	二人		
賍物に關する罪	十二人		
放火	三人		
過失殺傷	四十二人		
富籤	一人		
	一人		

刑名別

無期徒刑	二人	有期徒刑	二十一人
重懲役	二十七人	輕懲役	二十一人
重禁錮	七十九人		

子を有する者　三十五人
私生子を有する者　九人
曾て夫を有したる者　二十六人
情夫を有する者　二十九人
獨身の者　七人

父兄の職業（父ある者は父、父なき者は兄）

官吏　一人　公吏　一人　會社員　一人
農業　廿五人　商人　五人　職人　十三人
無職　二人
此外五十七人の者は何れも父兄を有せざるものとす

入監前の職業

娼妓　二人　淫賣婦　一人　料理店奉公　一人
賃仕事　六人　學生　二人　下女奉公　十九人
機織　四人　紡績　一人　子守奉公　四人
娑奉公　一人　荒物業　一人　女髪結　一人
針醫　一人　產婆　一人
此外七十人の者は何れも一定の職業を有せざるものとす

府縣別

東京府下（市）　三十人　茨城縣　七人
（郡）　廿三人　千葉縣　十二人
長野縣　四人　秋田縣　一人
埼玉縣　七人　靜岡縣　五人
栃木縣　三人　愛知縣　一人
山梨縣　五人　群馬縣　二人
新潟縣　三人　福島縣　一人
神奈川縣　六人　北海道　一人
高知縣　一人　富山縣　一人
岐阜縣　一人　兵庫縣　一人

犯罪の原因

犯罪の原由に就ては千差万別にして一々之れか眞相を穿つは容易の事にあらすと雖とも判決文及本人の申立等を參酌し稍々其罪狀に適合し眞實と認むるに足るものを採れり

謀殺

謀殺は何れも豫かしめ謀て人を死に致したるものなれはこれ以上の大罪なく殆んと罪の極とも云ふへく女性の身として如何なれは斯くも恐ろしき大罪を犯せしことならんとの感想を何人も早く念頭に浮むなるへく然れとも女性は概して男子の如く主動的に出てたる所爲甚た少なく從つて其犯情も極めて憫諒すへきもの多しとす今入名の謀殺罪に就いて一々之か犯由を略述せん（以下次號）

○在監人の屍体埋葬に就て

在監人死亡するときは典獄は看守長監獄醫の立會を以て死相を檢視するは勿論なるも檢視を了したる後は多くは直に棺に納め屍室に放置せらるるものとなるが泰西諸國に於ては死体は殊に設置せる一室に横臥せしめ置き若し蘇生することあらば報知機を引かしむるの裝置をなせるものありて規定の時間を經過するにあらされは決して納棺することなし之れ往々死体を埋葬したる後墓地を發掘し死者の齒に鏤めたる金屬若くは指輪を窃取する者あり其齒を抜き指を斷つことによりて死者を刺撃し蘇生せしめたる例珍しからざるを以てなり吾國未た其例を聞かすといへとも死後二十四時間を經過するにあらされは埋葬に付すへからざるの規定ある所以のものは假死の狀態にあるものにて萬一蘇生するなきを保すへからざるを以てなり故に少くも檢視を了へたる後といへとも直に納棺することなく一室に安臥せしめ置き時々巡警して其狀態に注目し規定の時間を經て埋葬するに至らんことを望む

○囚人逃走及捕獲報告に就て

囚人刑事被告人逃走するときは直に主務省に報告を要することなるが近來の報告書中には其逃走事實の顚末及其措置方法等の記載粗雜にして要領を得ざるものあり畢竟報告を急速にせんとするより充分の調査を遂けざることあるに由るべし夢ろ報告日時を後ふするも其事實の顚末を詳細に報告するを可なりとす又逃走の顚末は各監獄間相互に通報することなるに右の如く事實の前後の事情及手段の詳細を欠くときは通報を受くるも何等の効なかるべし又其通報を受けたる監獄に於ては其犯人の入監するなきやを注意するに止まり更に其目的手段の巧拙に就き研究するところ稀なり各監獄間相互に通報せしむるは各監獄をして其犯人の親屬關係平素の行狀逃走前後の情狀逃走の目的現在戒護の狀況其手段の巧拙を研究して將來を警戒せしめ兼て入監者に注意して捕獲を容易ならしめんとするにあり故に單に逃走の事實のみを通報するを以て足れりとせす一身上の關係より逃走の原因逃走遂行に要せし時間又捕獲したるときは其事實、

場所と所爲の關係等の詳細をも併せて通報すべきものなりといふ

○甲乙監獄間需用品購買及製作に要する仕拂豫算委任換に就て

甲監獄需用品の購買又は製作方を乙監獄に委托するときは委托の豫定金額に基き之に對する仕拂豫算委任換をなすべきことは前號誌上に掲載せることなるが右仕拂豫算委任換を稟請し認可を得たる後乙監獄に就て受托物品を購買又は製作したるに實際に要せし額の仕拂豫算委任換をなしたる豫定金額に及ばざるときは更に乙監獄に於て甲監獄に豫算委任換をなすべきやとの疑問を抱ける向もありとのことなるが右は當初甲乙監獄に於て物品の品位數量に就き熟議を遂げ金額を豫定するに於ては實際購買又は製作の價格と差異なかるべく假令差異ありとするも極めて些少の額なれば豫定額に過不足あるも更に豫算委任換を要せず若し豫定額が實際の購買額に著しく過不足あるときは物品の數量を增減するを可なりとすれども豫め物量の品位數量を詳査し購買製作の後に於て豫定金額に甚しく過不足なからしむるやう甲乙監獄に於て商議すること肝要ならめといふ

○外人の監獄視察

佛國巴里タン新聞記者文學博士ベティ、伊國セコロ軍事通信員侯爵ダーダの兩人は今回辯護士曲本如長氏の通譯にて東京監獄幷に巢鴨監獄に到り在監人の入監より入浴の度數運動の時間に至るまで細かに質問し精密なる觀察を遂げたり兩人は我監獄制度の意外に整頓せるに驚き露國監獄の如き到底比較の價値なしと衷心より賞讃し東京監獄に於ては鋼製（鑄物）の同監獄模型を受け歸國の上は日本監獄事情を歐洲に紹介せんとて恰々退出したりといふ歐洲人中日本を誤解せるもの尠少からざる今日右等外人をして監獄裁判所の實況を目擊せしめ以て事實の眞相を知悉せしむるは頗る得策なり然れどもまた其身分學識の明ならざる者をして無意味の監獄參觀を許すに於ては却て誤解を起さしむることなしとせず豈注意せずして可ならんや

○監視の執行地調査に就て

出獄後監視の執行地に就ては必ずしも一々警察署に照會して支障の有無を調査するに及ばざる旨其筋より通牒せられたるに其旨趣を誤解し接見通信其他の事情に依り住居地又は引取人ありと認むべき形跡なきに拘らず本人の申立に依り實兄の他家に奉公せるあるより其主家を以て執行地とし又は數年間音信不通の姉妹の婚家を以て執行地と看做し果して引取を承諾するや否やを調査せざるものありとのことなるが右等の場合は親屬關係薄く寧ろ引受を諾はざるを豫期し調査を遂くることを至當なれ

○懲治人假出場申請書類に就て

懲治人の假出場を申請するに際し唯其犯行の概略懲治期間及行狀の良否を記載せる上申書のみを以てせる向もありて其筋に於ては再三往復調査を要するより徒に日子を經過し煩累を重ぬることなるのみならず假出場の期間を短縮すること尠からざるを以て假出場申請の場合に於ても假出獄申請の場合と等しく裁判宣告書行狀錄等其身上の顚末を知悉するに足るべき書類は總て添付すべきものなりといふ

○刑事々件の進行

例年暑中休暇中は裁判所に於ては休暇部を設け緊急事件の外審理せざるより刑事々件の進行にも影響し未決滯獄日數久しきに逾びしが本年は內外事務の繁忙に顧み刑事部のみは休暇せず常時の如く裁判を進行せしむるより被告事件の遲滯なく東京監獄拘禁の被告人は六百餘名に減じたりといふ

○刑罰の執行

某縣書記官衞生講話會に於て述べたる一節なりといふを聞くに曰く凡そ刑罰は嚴重に執行せざるべからず、死刑は決して廢すべからず、警察官は被害者に接し被害者の側より考ふるが故に犯人を取扱ふ事嚴重なるも監獄は常に囚人に接しつゝあるが故に其處に一種の親みを生じ其取扱上寬大に流るゝ弊あり云々、司獄有識の士能く其言を甘受するや否や治獄最終の目的は再犯防止犯罪減少にありとせば其効果を獲んがために刑罰の本旨を貫徹するに必要なる手段は司獄官に於て適實に採

擇し威愛併行處遇に過誤なきを望むと同時に警察官が犯罪を未發に防遏し既發犯罪の檢擧に過不及なからんことを望なざるを得ず、某縣書記官の管下は知らずといへども多くの警察官が犯人を引致し若くは留置拘禁し又は押送するの狀況を視るときは裁判の進行を遲緩ならしめ刑罰執行の前途に障碍を釀生するなきかを疑はしむるものあり庶幾は一考再思し常に提携に左右して最終の効果を收めんことを

○警監俱樂部の組織

岡山市在住の監獄及警察吏員は消費組合に類似せる俱樂部を組織したり設立の目的は警察監獄吏員の親睦を圖ると共に米、薪、木炭其他の日用品を廉價に供給するに在りて目下會員數は監獄九十名警察六十名なりといふ而して會員よりは一切費用を徵せず日々供給する物品より薄利を得俱樂部の維持に充つるものにて白米は作州の英田精米株式會社及赤盤郡佐伯北村中務精米所より、薪炭は勝山津山龜の甲等より取寄せ供給し月末に支拂をなすものなり近々第一回の總會を開き更に事業の進歩を圖り別に會員遊戲の便をも設けん計畫ありと

○戰地に在る看守の勞を犒ふべし

某監獄に於ては看守の召集せらるゝときは典獄より所屬部隊長に宛て書面を以て本人の進退に就き懇請し戰地に在る者には其監獄吏員の讀了せし新聞紙を贈りて從事の勞を犒ふより戰地に於ける好伴侶となり本人は勿論幾多戰友の勞を慰することゝて隊中に面目を施すこと少からずといふこれ亦監獄を紹介する一端ならん

○監獄作業品販賣の好況

鹿兒島監獄に於ては去月末同地に於ける高野由の燈籠祭を幸ひに同監獄囚人の製作品を舊工作場空地に陳列し販賣したるに非常の好況にて殆んど其全部（五十餘圓）を賣却したりといふ



海外通信

別途前　天生

○所謂監獄研究

所謂監獄研究の目的を以て外邦を歷遊したる者二三を數ふべくと雖も斯道の爲め遺憾なからずや、予の知る所を以てすれば故小原重哉氏を始めとし、小野田元熙氏小河岳洋氏及留岡幸氏の外何人もあるなし、固より外邦監獄を視察したるの士は朝野諸名士中屈指するに遑なかるべしと雖も監獄研究の目的を以て外遊したる者は僅に以上の四氏を擧げざるを得ず、其內ま た廣く多くの監獄を視察したるの來歷者は想ふに小野田、小河兩氏に歸せむか

見る者固より智見を擴むるの點に於て爭ふ可からずと雖も見ざる者一時に必ずしも劣れりと謂ふ可からず、見むと欲すれば必ずまた見んと欲するに足る丈の智識なかる可からず、心なくして巡行て外邦の狀態を目睹すべきなり、百聞不如一見とは則ち觀るべき眼を有する者に在ては極めて適切の言たり、我が親愛なる僚友中典獄諸君の如きは既に經驗あり才能ありて思ふに外邦典獄と比肩して下らざるものあるべし、奮て須く外遊し彼の長を採るに吝ならざると同時に我の長をも亦彼に示すに國の現位地より考ふるも亦頗る稗益する所ならずとせんや、昏錢予が如きもの果して外遊の爲めに得る所ありや否やは多少自ら願みて盲蛇の山野を敗跡するが如き感なきに非ずと雖も全然之を否認する程の理由を有せず、或は內地に在て尙先輩の啓沃に賴ること の遙かに利益なるに如かざるべきか、所謂百聞不如一見にはあらで一見不如百聞の類ならむか、若し夫れ外邦に往て監獄を視察せむと欲する者は豫め準備して心眼を作るの用意あるを要す、足跡歐米に遍しみ之に反して足跡外邦に印するなしと雖も外邦の事情に精通すること の士尠なからず、洋行の有無を以て一概に其人物を斷す可からず、其人の心掛に依つては洋行も可、洋行せざるも可なり、何ぞ之が爲めに特に人物を高下するの價値あらむや、然りと雖も既に相當の準備識見を有する以上は洋行に依て利益を享くること多大なるや爭ふ可からず、洋行其物に向て偏に利益を得んことを希ふの決心ある者に對しては却て安閑內地に蹈踏するより勝れるは事實なり

監獄と道路とを視て一國の文野を知れとは外人旅行家の常に口にする所、或はギゾー氏の監獄を以て文明消長の標準と爲すべしとは謂ひ何れも皆殆ど監獄を以て文明を卜するの標準と爲さざるはなし、監獄は社會の反影たり、社會事物の進化遷移に直に監獄の裏面に反映す、昔時文化の治れからざる際壓刑多く行はれて慘極む、今日答刑の存する臺灣新領地は何人も文化の程度內地と等しきを思はざるべし、尙進んで試みに想へ、英國監獄の囚人處遇に極て嚴實嚴肅にして凜たる秋風の如く身に沁みて肌粟を感せしむる程なるに社會制度一般の風潮も亦之に伴ふて頑強固陋を甘んじ其の進むや極て遲々として牛步の如しと雖も苟も一步なりとも之を死守して保ち敢て下らむとはせず、古來の沿革風習を重んじ容易に之が變更を願はず、恰も我封建時代に行はれたる風俗なきに非ず、而も彼の監獄感化院保護事業等刑事制度は優に一頭地を抽んずるに足るものあり、法て太平洋上の米州を觀よ新聞の名の下に事々物々醜々として蓮み文明の極度始て米國に於て之を見るを得べく歐大陸は徒らに昔時の名殘を留めて老衰

噛々として餘命を保てるのみと謂ふ之が反影たるべき監獄を觀んか誠に物質的文明を代表するに足るべく年一年其面目を新にして世界人士の注意を惹き新制度は學者の理想に依て直に實行應用せられ血氣逸る青年の如く前後の分別に就ては多少缺くる所あらむも其活躍の狀は世界に冠絶して進歩の傾向あり、米人は謂ふ、文明は常に西漸し歐洲より米大陸に移り米陸中東海岸より西海岸に移りカリフオルニヤの如きは今將に旭日東天に昇らむとするの勢ありと、若し此言をして眞なりとせば加州の後は如何更に西して布哇に振り尚西して終に我國に到るの時機あらむ、我國文明の極度に達したるの日知らず米州は如何の狀をか呈する、戰勝の譽ある光は日章旗と共に世界に輝きて旭日冲天の勢とは眞に今日を謂ふなり、社會の進歩は監獄の改善を必し監獄の改良は社會進歩の徵候を意味す、其因たり果たるの連絡終に斷つ可からずとせば監獄を研究せんとする者は則ち併せて社會一般の風習を觀察し深く相互の連絡に就て能く之を考察せざる可からず面して之を考察する今日を措て將に何れの時をか期すべき、予の外遊の志此時機に於て發したる亦宜ならずや然かも徒らに彼の物質的文明に眩惑して我の勢を測らず彼に垂涎摸倣せんとするが如きに皮想の見のみ、國各々歷史ありとすれば容易に變更を企つ可からざるもの、我は能く彼の眞相を研究して其の精神の存する所を窺ふを得ば以て足れりとするのみ、之が爲めに直に我の制度をして彼に則らしめんと欲するの者と斷するは予の眞意を誤るものなり、讀者若し夫れ爾後の通信に依て臆斷を逞ふせらるるなからむを慮れ一言衷心を披に披陳す

予は今回の旅行に就て監獄研究以前別に多大の利益を享受するものあるを覺ゆ、俗言可愛い子には旅させよと謂ふは社會幾多の人士に接觸して其風情を知り未見の地未見の人の間に伍して艱難辛酸を嘗めしむるの意義にして品性を修練せしむる上に就ては此上もなき修業なり、旅する以上は自分の身支度は自ら之を爲さゞる可からず、加ふるに予が如き貪嘗生は支度の器かならざるを爲め憂き苦勞を重ねさる可からず、旅の恥は掻き捨てゝして品性を傷ふが如きは斷じて予の爲すに忍びざる所、鄕に入れば鄕に從へへの風習を守つて戰勝國民たるの品性を發揮し魂めて雜多の社會に出入し雜多の人物と對話し、其間に種々の艱苦を嘗め種々の經驗を積みて如何なる苦境に陷るも容窺、悶々として終に伸びざるの挫折なきを要す、富豪子弟の旅行は一種の嬉遊にして純然たる遊覽たり、汽船に乘り、汽車に移り、一定の馬車を儲ふて一定の旅舘に上るが如き何の艱難か辛酸かあらむ、歸來而も得る所一もなく宛如としてパノラマを觀たるに過ぎざるのみ、心胸の艱險は到底此輩富豪に望む可からず、予は誠に旻天を仰きて貧家の子弟たるを多謝す、而して這般の旅行に向て孤獨繁々顧るなく備さに驅旅の艱苦を嘗め盡くし得べきを感謝す、請ふ諸君健在なれ、思ふに知遇を辱ふしたる僚友諸君は予が健康を祈て予の征途を喜ぶべく予も亦遙に東天を望むで綿綿の情禁し難きものあるべしと雖も壯士一たび志を決す、また顧す可からず再會の日必ずや之を期し得べきを想ひ益々僚友の斯業發展に努力するを衷心喜び、安慰の道なき茲に求めて徐に旅程に上らむとす、諸君請ふ健在なれ、

○清國安東縣に於ける監獄制度の一班

長崎監獄看守多々良卯三郎より清國安東縣滯在中同地獄舍の構造及拘禁狀態等に就き杉野典獄に報道せられたるものなり

身は碉堡彈雨の間に馳驅し寸暇なきに拘らず自己本來の職務を忘れず異域監獄の狀態を報せられたるの勞を多とす、惜むらくは假すに歲月を以てし其制度の沿革精細を稽査するに至らざるを

謀呈陳者炎暑日に增し甚敷御座候處閣下如何御凌

し居れり臥具は一切認めず

但し各房共犬皮五六枚宛入れあるを認む且つ房内には木櫛及土製提便器等の設あり殊に甚だ怪むべきは房内各囚人に花谷様のものを許可しありて囚人は之を弄び勝負を爭ひ終日の苦悶を慰するが如き所爲あると是なり然れとも發聲を許さゞるか如し房内は總て雜居なり（一房凡十名斗り拘禁さり）

男監女監の區別　男監女監は内地同樣嚴隔しあり當時男囚四五十名女囚は廿七八才位の女二歲位の少女を携帶し十歲位の女子と都合三名拘禁せられ居たり

飲食物は總て房内にて之を爲さしめ殆んと士人の常食と同しく食器は陶器製茶椀なり

衞生には少しも注意する模樣なく囚人は私服の垢染みたるものを著し顏色肌色共榮色を呈し髮は組髮なるにも拘はらず他部分に亂生して恰も蓬の如し而して房内には一種異樣の臭氣を放ち居れり

刑罰之模樣　囚人の罪を科せられし有樣を見るに殆んと二種に區別さるゝものゝ如し一は大枷の刑にして一は小枷の刑之なり大枷の刑は重罪犯者に科せらるる由にて別紙圖の如きものを首に箝め兩手には適當に屈伸する鐵を箝め足にも圖の如き小枷を箝め是にも亦適當に屈伸する鐵

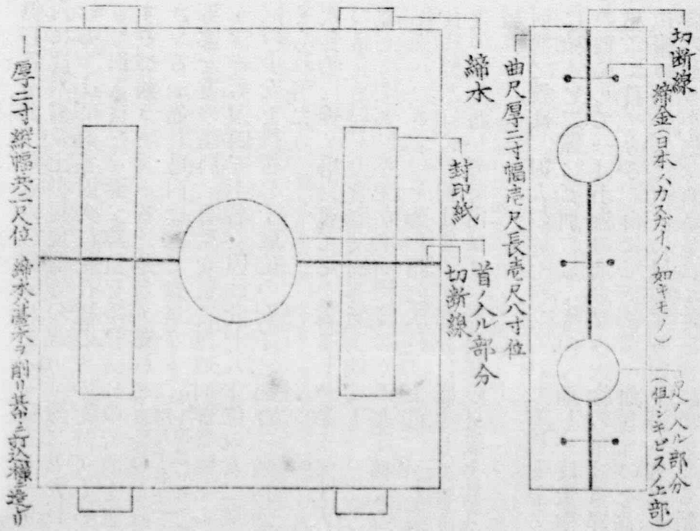
を箝めたり而して小枷は輕罪犯者に用ふる由にて大枷と異なる點は唯大枷を首に箝めざることなり

清國囚人の取扱は今尚慘酷にて殆んど拷問制度たるを免かれず小生同縣滯在中土人が我軍の電線切斷罪を以て拘禁せられたる者及有夫姦謀殺罪に依り拘禁せられたるもの〻如き（其行爲尤も憎む可しと雖）は數日間捕縛の儘日夜門內に曝し且つ獄吏の爲に屢々打擲せられて其狀殆んど見るに忍びざるものあり是れを見ても當清國か如何に拷問政治を實行しをるかを知らん

死刑は斬罪に處する模樣にて古風の刀一本を体裁よく事務室の壁に掛けたり

精神敎誨及事業等は全然これなき樣子なり

戒護之模樣　戒護は予之を便所出房の時に見たり內地の押丁の如き者各自手に手に棒の先に四本の鉤金を附けしものを持ち門內要所に立ちて戒護し又支那兵三名銃劍を持ち同しく要所に立ち戒護す尤も支那兵は常に門前に立て衆人の出入を戒しむるもの〻如し此時一名獄吏鑰を以て門戶を開放し出入の都度番號を稱へしむ此時若し大枷の刑に處せられたるものにして大枷封印紙の破損せしものを認むれは即時糊を以て之を張り替ゆ時恰も薄暮なりしを以て蠟燭に火を點したり云々

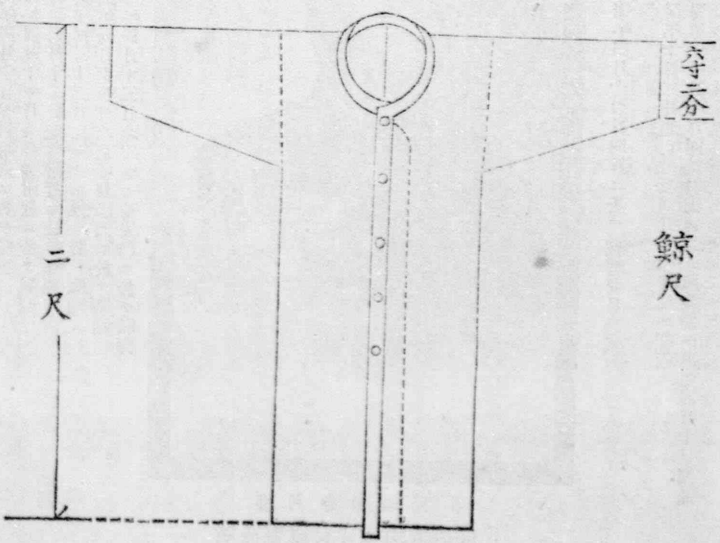


地方通信

○囚人就役衣形狀改正に付て

（巢鴨監獄報）

囚人に貸與する就役用の上衣は從來調製法にては夏季に於ける彼等着用の實況を見るに動もすれば胸部を露して甚不体裁なる而已ならず殊に玄身等のあるものは之か爲め紀律上に及ぼす影響尠なからす故に這回當監獄に於ては此弊害を除くため就役用の上衣を（別紙略圖の如く）シヤツ形に改め胸部を釦掛（白角釦五個掛）（代價一個一厘）となせしに胸部を露出する虞のなきのみならす外見上体裁も舊に比し頗る良好にして又經濟上の點に於ても多大の利益有之候從來當監獄調製の單短衣は並形一枚に付き並中の反物一丈六尺二寸を要したるも改正衣は一丈四尺四寸を要す故に反物に於て一尺八寸の利益を生し釦掛の結果として帶の必要なく保存の上に付ても慥に長期を保ち彼是にて大に利益に御座候



○會員の戰死

廣島監獄看守森川謙次郎氏は日露交戰の事あるや

充員召集に依り本年四月二十日休職を命せられ爾來軍に從ひて各所に轉戰し遂に去六月十五日清國得利寺附近の戰鬪に於て名譽の戰死を遂けられたり左に同氏の履歷竝所屬部隊及監獄職員一同よりの弔詞を掲ぐ

履歷書

廣島縣芦品郡岩谷村大字炙石
二百三十五番地平民
森川謙次郎

明治十一年三月廿五日生
明治十二年十一月七日徴兵トシテ第八隊
同三十二年十一月七日秋機動演習ノ爲メ廣島岡山兩縣下ヘ出張同月廿二日歸着
同三十二年十二月五日歩兵一等卒ヲ申附ケラル同日上等兵ヲ命セラル同三十三年六月廿六日動員下令
同年同月廿八日應召員引卒助手トシテ尾道ヘ出張ヲ命セラル同廿九日歸着
明治三十三年七月十一日在清國公使館領事館及ヒ人民保護ノ爲メ字品港出帆同月十八日清國太沽港上陸
同年同月卅日唐家灣ニ於テ戰鬪
同年八月五日唐家灣ニ於テ戰鬪
同年同月六日楊村附近ニ於テ戰鬪
同年同月七日南紫村ニ於テ戰鬪
同年同月八日蒙村附近ニ於テ戰鬪
同年同月九日河西務附近ニ於テ戰鬪
同年同月十日香村附近ニ於テ戰鬪
同年同月十一日大各寺附近ニ於テ戰鬪
同年同月十二日通州附近ニ於テ戰鬪
同年同月十三日定福莊附近ニ於テ戰鬪
同年同月十四日北京城朝陽門ニ於テ戰鬪
同年同月十五日北京城内地安門ニ於テ戰鬪



得利寺の戰死者
廣島監獄看守森川謙次郎氏

同年同月十六日同所ニ於テ戰鬪同日皇城内ニ進入直チニ皇城守備
同年十月三日北京出發同日通州着同地守備
同年十一月七日匪徒討伐ノ爲メ順義縣ヘ出張同月十日歸通
同年十一月十九日通州出發同廿二日天津着同地守備
同三十四年七月廿一日凱旋ニ付天津出發同月廿二日清國太沽出帆同月廿六日宇品港歸着同日歸營
同年同月廿九日復員
同年十月十二日出發秋季小機動演習ノ爲メ廣島山口兩縣下ヘ出張同月廿三日歸着
同年同月卅日善行證書下士適任證書ヲ受ク
明治卅四年十月卅一日歸休退營
同年十二月一日臨時役ニ入
同年同月十三日明治卅三年清國事變ノ戰功ニ依リ勳八等白色桐葉章及ヒ金百二十圓ヲ賜フ
同三十五年五月十日清國事變從軍記章ヲ受ク
同三十六年二月七日看守ヲ命セラレ月俸七圓給與
同三十六年四月一日廣島監獄看守ヲ命セラレ月俸七圓給與
同三十六年五月廿日七級俸給與
同三十六年十二月十九日六級俸給與
同三十七年四月廿日充員召集ニ付休職ヲ命セラル
同年六月十五日清國得利寺附近ノ戰鬪ニ於テ戰死シ卽日陸軍歩兵伍長ニ昇進ス

弔詞

故陸軍歩兵伍長森川謙次郎君御忠死に就ては上下擧りて愛惜に不堪處に有之候御英名は誠に千歳に可傳者に有之候別紙辭令書は御墓前に御供被下度候也（辭令書は伍長任命の辭令）

（所屬部隊名等略す）

弔詞

今般遼東半島得利寺の激戰に際し御令弟謙次郎君は敵の猛射を侵し奮闘勇敢遂に忠死を遂けられたるの趣貴兄の御名譽は赫々として明かなりと雖も骨肉の至情は拜察に堪へす聞說らく敵は死傷一萬三千右來戰史の未た傳へさる所なりと同君の勇戰恍として眼前に現はれ吾輩僚友の奮擊を榮譽とすると同時に良友の永訣を悲む爰に香奠金七圓を奉呈す伏して請ふ便宜之れを處せられんことを

明治三十七年七月六日

廣島監獄本分監職員一同

森川庄三郎殿

囚獄人保護育兒及感化事業

○兵庫縣出獄者保護會愛憐館の目的、維持方法及現況

本館は神戸監獄の囚人中將來改悛の見込ある者にして刑餘頼る所なき出獄者に保護を與へ獨立自營の途を得せしむるを以て目的とす。本館の維持は慈善家の義捐金會費及被保護人の勞金を以てす

被保護者の數

明治三十一年九月より本年三月末に至る被保護者の數は百三十二名にして其内譯及成績は現在寄宿十三名本會を退き一家を持せし者二十四名、親族に復歸せし者十一名、本公せし者七名、行衞不明

の者十五名、死亡せし者四名、無斷退去せし者四十六名、入監せし者十二名なり

財政の一斑

三十六年末の債權債務を差引する時は百三十餘圓の負債殘額あるも漸次償却の運に至れるを以て約一ヶ年以内には全く償還し得る見込なりといふ江湖博愛の人士日常生活費の幾分を節して同館の事業を資くるあらば啻に同館のみの幸福にあらざるなり

○愛知慈善會の成蹟現況

出獄人保護の目的を以て組織したる愛知慈惠會は去る廿七年五月の創立にして爾來數ヶ年間は單に口入の方法に依て保護を與へつゝありしも卅三年十一月より寄宿者を設け出獄後傭主に於て直ちに引取を承諾せざるものなきにあらざるを以て此等の者は一時寄宿舍に收容して傭家に通勤せしむることゝなし右紹介の方法と併せ行ひしが卅五年七月會務擴張の都合に依り寄宿舍を引拂ひ更に本部事務所を設け爾來は復た口入の方法のみを以て保護することゝ爲せしも追て適當の寄宿舍及び就業場等を建設せんとの見込みにて目下取調中なる由而して同會に於て廿七年五月より卅四年十二月迄に收容したる被保護人員は男六十六人、女三人、卅五年一月より十二月迄に男四人、卅六年一月より卅七年六月迄に男十九人、女四人總計九十六人にして其中自活の途に就きしもの十六人、親族故舊の引取りしもの廿三人、會より退場を命じたるもの四人、入監せしもの五人、無斷退場せしもの廿三人、死亡せしもの一人計七十二人差引現在の收容者は廿四人なり尙ほ該保護者に對し所轄警察署を經て調査せし成蹟を聞くに良四十六人、否廿五人、死亡一人なり

○廣島育兒院外二院創立五週年紀念式光景及現況

廣島育兒院同感化院同保護院の三院は明治三十二年七月五日の創立に係り當時眞宗崇德教社の事業として經營維持せられしが後本派本願寺に於て大日本佛教慈善會財團を設置せられしより明治三十五年七月此三院事業は之を移して同財團の維持することゝはなりぬ然り而して本年は創立以來滿五ヶ年に當るを以て拔に七月五日午後二時を期し猫屋町眞宗崇德教社構内に於て紀念式を擧くる事とはなれり特に今回は貴婦人を主として都合百五十名を招待することゝなせり今當日式場の光景を左に錄す

▲式場順序の概略

（一）院兒院務者入場

（二）來賓入場

（三）暗鏡　出仕　（四）奏樂　（一同敬禮）　（五）報告　（院長滿田丁誓）　（六）來賓祝詞　（七）院兒院生答辭　（八）三院紀念の唱歌　（九）退場

本日招狀に接し來會したる人々百名以上に達し其重なる人々は山田本縣知事令夫人、上田男爵令夫人、大久保大佐令夫人、種田騎兵聯隊長令夫人、三橋書記官令夫人、青木警部長令夫人、伴市長令夫人、伊村視學官令夫人、四田醫學博士令夫人、青木土木監督署長令夫人、中尾第四佛教中學教頭、河野同學監事、岩崎崇德教社議長、三谷教務所管事、野村通譯官兼布教使、佐藤印山の兩軍隊布教使、三上高等小學校長、高木本城の兩崇德教社理事、山縣崇德教社副議長、福井光道館長等其他紳士紳商貴婦人令嬢各新聞記者等の諸氏なりき

廣島育兒院收容兒三十四名感化院生八名保護院被保人一名何れも院務者に引續はれて列席し式始まるや三谷教務所幹事の調聲諸僧及院兒院生の助音にて讀佛偈和讀齊讀に營まれ勤行終るやオールガンの響につれて院兒等の唱歌（君が代）あり次に三院の長滿田丁誓恭しく立ちて佛前に向ひ左の意味の報告をなせり

先づ育兒院外二院の是迄發達したる經歷を述べ大日本佛教慈善會財團は安藝國内にて十ヶ年間に募集する金額は五十万圓の豫定なるが今之れに應じて寄付申込を爲せし者將に五十万圓に垂んとし又其内現金納付額も六万圓以上に達したれば三院維持の基礎も稍々成立したるを悦ぶ事　此三院の事業をも專ら基礎の鞏固を謀り妄りに事業の擴張を事とせざりしを以て五ヶ年を經たる今日尙ほ見るに足るべきものなしとの譏りもあるべけれども我輩の執る所は其根に培ひ其本を養ひ漸く以て事業を進張し庶幾くは百年の大計を立てんと欲するに在り云々

次に副院長武田寂靜各地より到着したる左の諸氏の祝文を朗讀せり

本願寺室内部
大日本佛教慈善會評議員藤島了穩
同上蓮居法岸
護持會理事長利井明朗（本願寺書宿）
本願寺財務部長神根善雄
司法省監獄事務官眞木喬
本願寺執行藤井皆立
大阪監獄典獄田中義達
堀川監獄一課長伊藤俊光

本願寺著宿　水原慈音

又來會諸氏は交々立て祝文を朗讀し或は演說を爲し本山派出鷺尾得水氏の法話あり次に院兒等の答辭あり次て三院五週年祝賀唱歌を合奏す此唱歌は廣島高等女學校長松岡みち子の君の作製にして高等師範學校助敎授吉田信太君の作曲なれば詞想清逸譜曲流暢聽衆中幾んど感涙を催せし人あるを見受けたり式全く終り一同休憩室に入り茶菓の饗應あり休憩の後前庭に於て一同整列して大阪の寫眞を撮り午後五時を過ぎ退散せり

△廣島育兒院現況

本院の收容兒數は創立以來本年六月迄總數四十一名にして內死亡三名親族より引取りたるもの四名現に在院するもの三十四名(男二十一女十三)なり內尋常小學校に通學するもの十五名外に高等小學校に入校したるもの二名あり男兒の成長したるものは廣島合資ミルク會社に入れて牛乳配達を爲さしむることゝし目下二名は其業に從事しつゝあり

本院は每年保育すべき院兒の數を定めて經費の豫算を立つるものにして昨年の如きは二十名を保育すべき豫定なりしが孤兒貧困兒の入院を請ふもの甚だ多く年末迄には三十名となり豫定を超過すること十名とはなれり而して本年の豫算は三十五名にして旣に收容したるもの四名にして殆ど豫算に達せり然れども經費の許す限りは務めて多く收容せんことを欲し且本年の如き我國未曾有の一大事變に際し出征軍人の遺族者中若しも飢寒に苦しむ不幸の兒女ありたる場合は成るべく之れを收容保育せんことを期せり

△廣島感化院現況

本院は明治三十二年七月五日設立以來收容總數二十名內監獄より滿期放免者の入院したるもの十一名父兄よりの依賴に依り不良少年の入院したるもの九名なり而して感化の効顯著にして退院せしめたる者七名逃走者五名故に現に在院する者八名なり

現在院生八名は午前は學科を修めしめ午後はマッチ箱製造又農事の手傳等に從事す其工賃の益金十分の三及課程外の收益は全額を附與し之を本人名義にて貯蓄せしむ

本院は斯くの如く不良少年を收容して感化善導し之れに衣食器具を給與(中には資產ありて衣食費の幾分を辨償する者もあり)し學術實業を研修せしめ獨立自活完全の人物となし社會流毒の卵子を滅絕せんことを期す

收容總數	一一	一〇	二一
退院者	三	四	七
逃走者	六		六
現在員	二		八

退院者職業別

	商店	船大工	新聞賣子	小學入學	中學入學	再犯入獄	計
被傭							
徒弟							
出獄者	二	一				一	四
父兄より依賴者			一	一	一		三
計	二	一	一	一	一	一	七

在院感化學年別

	一學年	二學年	三學年	四學年	合計
尋常科	男一				四
高等科	男二	男二			四
計	二	二			八

△廣島保護院現況

本院は明治三十二年七月設置以來收容被保人總計二十五名にして內成績佳良にして退院せし者十名逃走者九名再犯入監者三名故に現在者三名なり而して此三名の內男女二名は元本院主任書記たりし礒茂馬氏之を引受け衣食を給して召使ひ婢僕の業を執らしめつゝあり目下院內に居るもの唯一名なれども申込者ある時は何時にても十名迄は收容するの準備あり而して院內に居るものは敎誨善導するは勿論相當の手仕事を撰び與へて之を爲さしむ

左に其一覽表を揭ぐ

種目＼別部	身分	犯罪	敎育	成績
退院就職十八人	士族	謀殺一人	無敎育十四人	作業勉強十三人
逃走不明九人	故殺一人	普通敎育六人	諜信者一人	品行方正二人
出院再犯三人	平民	窃盜九人	薄信者十四人	慢暴五人
現在保護三人	士族十九人	詐欺二人	無信者十一人	慢怠六人

◉事故錄

▲育兒院生徒の內尋常科卒業者の中にて學業成績よき者二名を抜擢して之を高等小學校に入校せしめたり

本市段原村澤龍虎堂には自家製造の衛生はみがきに育兒院に對する慈善券を附することゝせられたり

▲院兒の行爲に付左の感謝狀を得たり

謹啓本校兒童山中後二去る廿四日通學の際携帶器具風呂敷包永主町路傍にて遺失候處御院育兒福永正夫牛乳配達の途次見當り拾揚翌日天神町にて小官に對し前項の次第並に遺失者心當之有無問合候に付其筋行を謝し併せて該品を本校訓導中島松太郎迄送致方依賴置候處正に送達に付直に遺失者永主町山

父兄より依賴せし不良兒　計

竊盜犯の出獄者

申譽次男後二に相屬け候處家族一同其厚情を感謝致候旨申島訓導申出候右は全く御院育兒教養の結果福永正夫の篤行を顯はすに至候儀と謝意を表し併せて福永正夫行爲の篤實なる事を表彰致候此段得貴意度候頓首

明治三十七年六月二十八日　　廣島第一高等小學校長　三上圭一

廣島育兒院長滿田了譽殿

叙任辭令

司法屬　印南於菟吉

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（七月一日）

青森縣西津輕郡書記　杉本雄太郎

任看守長給八級俸

秋田監獄詰ヲ命ス（七月四日）

看守長　金子眞助

給六級俸

依願免本官（七月七日）

（甲府）看守長　川畑宥海

市谷監獄詰ヲ命ス（七月十六日）

（三池）看守長　藤田三郎

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

（三池）監獄技手　小野秀夫郎

同文（以上七月十九日）

同文（以上七月二十一日）

叙從八位（七月二十一日）

（三池）監獄技手　渡部吉雄

任監獄通譯給六級俸

岸田寅藏

函館監獄詰ヲ命ス（七月二十二日）

（諫早出張所）看守長　石田久太郎

長崎監獄嚴原分監長ヲ命ス

（長崎）看守長　横田光章

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（以上七月二十七日）

任看守長給七級俸

浦和監獄詰ヲ命ス（七月三十日）

（前橋）看守長　北崎唯次郎

長崎監獄詰ヲ命ス（七月三十日）

（金澤）看守長　坪井靜藏

給八級俸

依願免本官（七月三十一日）

（福井）休職看守長　永田喜三太

依願免本官（八月九日）

往來片々

○永田典獄は七月五日上京同十日出發歸任

○小河監獄事務官は岐阜外七監獄へ出張中の處七月十四日歸任

○山縣典獄は八月一日上京同十日出發歸任

○眞木監獄事務官は福島外七監獄へ出張を命ぜられ小泉屬を隨へ八月九日出發

新著紹介

石井澁處著

治獄いろは訓

老練なる石井典獄精神的人物を養成せんことに鋭意寢りなく頃者初運者のために一書を編し名けて治獄いろは訓といふ本書素と看守に口授したるものを劇務の餘暇を偸み隨時いろは別に羅列したるものにして其所說極致に達したるものにあらずといふと雖も開卷先づ精神修養より囚徒を罪惡の深淵より救濟するの方法手段に至るまで餘蘊なく言々句々躍如として肺腑より表示せられたるもの殊に逐次頒布先哲の格言を藏めたるものなれば讀者をして解釋し易からしめ斯業の前途に一道の光明を與ふるものなりと謂ふべし豈夫れ當に初運者座右の銘たるのみならんや、妄評多罪（香川生）

明治三十七年八月二十日

發行人兼編輯人　磯村政富

印刷人　磯村兌貞

東京市麹町區飯田町五丁目三十番地

發行所　監獄協會

東京市京橋區三十間堀二丁目一番地

印刷所　明教社